

労働安全衛生法第 22 条から第 25 条の 2 までの逐条解説

佐々木達也 名古屋学院大学法学部・准教授

一 はじめに

労働安全衛生法(以下、「安衛法」)第 1 条は同法の目的を達成するための手段の一つとして「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」を挙げている。「危害防止基準」とは、事業者が、特定の危害源や健康障害の要因に対して、労働者に防護具を使用させる等、「必要な措置」を講ずることを義務づけるといった具体的な行為基準である。

安衛法第 4 章「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」は、関連する規則と相まって、規制基準を定めたものである。しかし、安衛法第 20 条～第 25 条は事業者に、その使用する労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講ずべき抽象的な義務を課すにとどまっている。事業者が講ずべき具体的措置については、法第 27 条第 1 項により厚生労働省令に委任されている。

安衛法第 22 条および第 23 条は、事業者の講ずべき健康障害防止措置と作業場の環境整備についての規定である。第 22 条は労働者に健康障害を及ぼす重要な要因を列挙したうえで、健康障害の種別ごとからみて講ずべき措置内容を、第 23 条は建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の不適切が原因となる健康障害を防ぐために必要な措置を内容としている。

二 逐条解説

1 第 22 条

1. 1 条文

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

1. 2 趣旨・内容

1. 2. 1 趣旨

本条は、労働者の就業する作業場所、取扱操作をする機械、器具等の設備、取り扱う原材料、あるいは作業の性質に応じて、労働衛生面での十分な配慮がなされないとする、関係労働者は種々の健康障害を被るため、事業者健康障害の防止の措置を義務づけてい

る規定であり、健康障害の種別ごとに講ずべき措置を定めたものである¹。

本条は、主として原材料、機械器具等の設備及び精神疲労等を伴う作業により生ずる健康障害を典型的に規制し、その防止を図ることを目的としている。

1. 2. 2 内容

本条においては、労働者に及ぼす健康障害の重要なものを例示的に列挙しているが、その措置の対象とする健康障害を以下のように類型化して明確にしている²。

本条第 1 号は、有害なガス、蒸気、粉じん(粉じんにはファイバー、ヒューム及びミストが含まれる。)による中毒、皮膚障害など、酸素欠乏現象による酸素欠乏症、あるいは病原体による疾病等いわば化学的な要因に基づく健康障害、すなわち呼吸により体内に吸収し又は有毒物を皮膚に付着させることによる健康障害を挙げている。本号に列挙されている健康障害は、例示的なものであって、およそ工場その他の事業場において労働者が作業する過程にあつて類似の健康障害を労働者に及ぼすものは、建設物その他の作業場から生ずるものを除き、すべて本条による健康障害防止の措置を講ずべき対象に含まれる。その対象となる原材料、ガス、蒸気、粉じんその他の物質などについては、本法第 27 条第 1 項に基づく命令、すなわち労働安全衛生規則(以下、「安衛則」)をはじめとし、有機溶剤中毒予防規則(以下、「有機則」)、鉛中毒予防規則(以下、「鉛則」)、四アルキル鉛中毒予防規則(以下、「四アルキル鉛則」)、特定化学物質等障害予防規則(以下、「特化則」)、酸素欠乏症等防止規則(以下、「酸欠則」)、粉じん障害防止規則(以下、「粉じん則」)及び石綿障害予防規則(以下、「石綿則」)において定められている。

本条第 2 号は、皮膚障害、血液変化、生殖機能の変化等のいわゆる放射線障害、高温による火傷や熱中症、低温による凍傷や冷房病、超音波による皮膚深部などへの障害、騒音による難聴症、振動による白ろう病など振動障害、あるいは異常気圧による減圧症等のいわば物理的な要因による健康障害を挙げている。なお、「異常気圧等」の「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光線等の有害光線が含まれる(昭 47・9・18 基発第 602 号)。

本条第 3 号は、計器監視の作業、精密工作の作業などのように高度の神経緊張や精神的活動の持続を必要とする特殊な作業におけるストレス等に関連する健康障害を例示的に掲げている。例えば、精密工作の作業についてみると、視機能の過重負担を生じやすく、これによって視力の低下のほか、視神経の疲労、大脳疲労に関連する健康障害を発生するおそれがある。本条に列挙されている健康障害と類似の労働者に及ぼす健康障害についてもすべて第 22 条による健康障害防止の措置を講ずべき対象に含まれる。これに関連する安衛法第 27 条第 1 項に基づく命令としては、安衛則第 3 編第 4 章及び事務所衛生基準規則(以下、「事業所則」)第 10 条において「精密な作業」についての措置が定められている。

¹ 労働調査会出版局編『改訂 5 版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説—』(労働調査会、2020 年(令和 2 年))392,393 頁、労務行政研究所編『改訂 2 版 労働安全衛生法』(労務行政、2021 年(令和 3 年))279 頁。

² 本条 1 号から 4 号の詳細については、労働調査会出版局・前掲注 2 393～395 頁。

本条第 4 号は、有害物等を含有する排気、排液又は残さい物による健康障害について包括的に定めている。鉛、カドミウムなどの有害な物質について、これらのガス、蒸気又は粉じんが局所排気装置や生産設備などからそのまま排出された場合には、作業場の再汚染、これらの物質を含有する排液による有害なガスなどの異常発生又は地下水等の汚染を生ずるおそれがある。また、それらは事業場附近一帯の環境をも汚染し、いわゆる公害を引き起こすことになる。労働者に対し健康障害を及ぼす主なものとしては、排気関係については、例えば、ジクロロベンジン、アルファーナフチルアミン、ジアニシジンなど製造許可を要する物質をはじめ、石綿、カドミウム、クロム酸、水銀などの特定の化学物質あるいは鉛及びその化合物等が挙げられる。また、排液関係については、アルキル水銀化合物、塩酸や硫酸などの強酸類、シアン化合物その他硫化ナトリウム、あるいは放射性同位元素により汚染された排液等があり、残さい物としては、アルキル水銀化合物や四アルキル鉛の廃スラッジが挙げられる。

本号に列挙されている健康障害については、すべて本条による措置を講ずべき対象に含まれるものであるが、これらに関する安衛法第 27 条 1 項に基づく命令としては、安衛則をはじめとして、特化則、鉛則、四アルキル鉛則及び電離放射線障害防止規則(以下、「電離則」)が定められている。

1. 3 関連規則による健康障害防止等に必要な具体的規制

労働者の健康障害の防止及び労働者の健康、風紀及び生命の保持のために事業者が講ずべき具体的な措置については、安衛則をはじめ、有機則、鉛則、四アルキル鉛則、特化則、高気圧作業安全衛生規則(以下、「高圧則」)、電離則、酸欠則、事務所則、粉じん則及び石綿則並びにこれらの規則に関連する厚生労働省令において定められている。

1. 3. 1 安衛則

安衛則第 3 編第 1 章の有害な作業環境において、安衛法第 22 条において類型化されている健康障害を防止するために「必要な措置」が定められている。具体的には、有害原因除去のための 3 ステップアプローチ(第 576 条)、ガス等発散の抑制のための発散源の密閉を筆頭とする 3 ステップアプローチ(第 577 条)、坑、ケーソンなど換気不十分な場所での(排ガスをもちいたす)内煙機関の使用禁止(第 578 条)、局所排気装置の排気の無害化措置(第 579 条)、中和、沈殿、ろ過等による排液の処理(第 580 条)、病原体に汚染された排気、排液、廃棄物の滅菌処理等(第 581 条)、作業場における注水等による粉じんの飛散防止措置(第 582 条)、坑内作業場におけるガス濃度の抑制(第 583 条)、強烈な騒音を発する屋内作業場の明示等(第 583 条の 2)、強烈な騒音を発する屋内作業場における隔壁等の伝播防止措置(第 584 条)、暑熱、寒冷、有害光線や超音波、低酸素濃度、ガス・粉じん等の発散、有害物取扱い、病原体汚染等のリスク要因にばく露する場所への立入禁止とその表示、労働者の遵守(第 585 条)、有害物や病原体等の集積と表示(第 586 条)、施行令第 21 条第 2 号所定の作業環境測定を行

うべき暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場(第 587 条)、施行令第 21 条第 3 号所定の作業環境測定を行うべき著しい騒音を発する屋内作業場(第 588 条)、施行令第 21 条第 4 号所定の作業環境測定を実施すべき坑内作業場(第 589 条)、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場での定期的な騒音測定等(第 590 条)、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場の条件を変更した際の騒音測定等(第 591 条)、第 589 条第 1 号所定の坑内作業場における定期的な炭酸ガス濃度の測定等(第 592 条)の規制が設けられている。

そして、同編第 2 章においては、労働者が健康を害するおそれがある業務に従事する場合に、事業者が保護具を備えなければならない旨を定めている(呼吸用保護具(安衛則第 593 条)、皮膚障害等防止用の保護具(同第 594 条)、騒音障害防止用の保護具(同第 595 条))。他方で、労働者が当該作業に従事する場合に「事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない」として労働者に対して保護具を使用することを義務づけるとともに、労働者に疾病感染のおそれがあるときは各労働者に専用の保護具を備え、又は疾病感染を予防する措置を講じなければならないとしている(同第 598 条)。

1. 3. 2 有機則

有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されており、常温では液体であるものの、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される³。そして、その毒性は、溶剤の蒸気の濃度、ばく露時間の長さ等により異なるが、急性中毒又は慢性中毒のかたちで人体に致命的に作用するので、予防措置が必要となる⁴。

有機則は、昭和 33 年に大阪、同 34 年に東京において、ヘップサンダルの製造あるいはポリエチレン袋の印刷に従事していた労働者に再生不良性貧血が多発し、その原因がいずれもベンゼン中毒であったことが判明したことを契機として、有害性が明らかな有機溶剤 51 種類を対象として、これらの有機溶剤による労働者の健康被害を予防するために、労働基準法（以下、「労基法」）の衛生関係特別規則として制定、公布された(昭和 35 年労働省令第 24 号)⁵。有機則は、「有機溶剤による中毒の予防に必要な事項のうち、現行労働安全衛生規則に規定されていない事項及び規定されてはいるが、更に具体的に規定する必要がある事項について規定したものであり、両規則の規定が競合する部分については、労働安全衛生規則を一般法とすれば、これに対して特別法の関係に立つもので」あって、「両規

³ 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署『有機溶剤を正しく使いましょう』2 頁。

⁴ 労働調査会出版局・前掲注 2 400 頁。

⁵ 中央労働災害防止協会編『有機溶剤中毒予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))11 頁。当時の状況について詳しくは、久谷典史郎『事故と災害の歴史館—“あの時”から何を学ぶか—』(中央労働災害防止協会、2008 年(平成 20 年))179~189 頁、中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 安全専一から 100 年』(中央労働災害防止協会、2011 年(平成 23 年))411~413 頁も参照。

則の規定が競合する場合には、本規則の規定が優先し、本規則に規定されていない事項については、労働安全衛生規則の規定が適用される」と説明されている⁶。

有機則第 1 条は、本規則で用いられる「有機溶剤」、「有機溶剤等」及び「有機溶剤業務」などの各語についての意義を明らかにする規定である。本規則における「有機溶剤」とは、労働安全衛生法施行令別表 6 の 2(表参照)に掲げられており、有害度に応じて 3 種類に区分されており、第 1 種は厳しく、第 3 種は比較的ゆるやかな規制を受けることとなる⁷。

本規則第 2 章は、安衛法第 22 条に基づき、有機溶剤業務を行う場合に発散する有機溶剤の蒸気により作業場内の空気が汚染されることを防止するため、それに必要な設備の設置を有機溶剤等の区分、作業場所及び業務の態様に応じて定めている⁸。第 5 条は、第 1 種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等に係る業務に労働者を従事させるときは、事業者は当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の出散源を密閉する設備、局所排気装置(＝工場や作業場、実験室などで発生する、粉じんや有機溶剤、ガスといった人体に有害な物質を、作業者が吸い込まないために、管(ダクト)によって有害物質を屋外に排出する装置⁹(図参照))又はプッシュプル型換気装置(＝有害物質の出散源を挟んで、吹出し用と吸込み用の 2 つのフードを向き合って設置する方式の換気装置¹⁰(図参照))を設けなければならないと定めている。第三種有機溶剤については、全体換気装置(＝換気扇などを設置し、工場内全体の空気を入れ換えることで、汚れた空気を排出するための装置(図参照))の設置でもよいとされている(第 6 条 1 項)。

また、第 26 条においては、通気が不十分のため急性中毒の発生するおそれ大きいタンク内作業において有機溶剤業務に労働者を従事させるときに事業者が講じなければならない措置が定められている。本条によると、事業者は労働者を特定の業務に従事させる場合に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない(同第 32 条、第 33 条)。

1. 3. 3 鉛則

戦後に労基法ができて間もなく、鉛中毒について多方面の調査研究が始められ、また産業界においても新しい鉛化合物や鉛作業が取り入れられ、それらによる中毒者がこれまでの法規では完全な予防が困難になってきたため、昭和 38 年に再度実態調査をしたところ、鉛中毒の疑いのある者が多いことが分かった¹¹。そこで、昭和 40 年春から立法作業を開始し、昭和 42 年に当時の労基法に基づく衛生関係特別規則として制定されたのが本規則であ

⁶ 労働省昭和 35 年 10 月 31 日基発第 929 号「有機溶剤中毒予防規則の施行について」。

⁷ 有機則の対象となる有機溶剤の種類と区分をまとめた表は、厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・前掲注 4 2 頁を参照。

⁸ 中央労働災害防止協会編・前掲注 6『有機溶剤中毒予防規則の解説』69 頁。

⁹ テラル株式会社の WEB サイト(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)。

¹⁰ テラル株式会社の WEB サイト(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)。

¹¹ 山本秀夫「鉛中毒予防規則について」日本災害医学会会誌 15 巻 3 号(1967 年(昭和 42 年))138 頁。

る。

鉛は、大量に、かつ、多方面にわたって用いられ、例えばその製錬、加工などの段階で発散する鉛のヒューム、粉じんにはく露することで、労働者に疝病、四肢の麻痺など極めて悪質な中毒を発生させる¹²。

鉛則においても、他の規則と同様に、事業者が鉛の製錬又は精錬などの業務に労働者を従事される際に講じなければならない措置(鉛則第 5 条～第 23 条の 3)や当該労働者に保護具等を使用させなければならない旨(同第 58 条、第 59 条)を定めている。特に、第 5 条においては、鉛製錬等に係る設備として、有機則と同様に、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置などを設けることが事業者に義務づけられている。

1. 3. 4 四アルキル鉛則

四アルキル鉛則の沿革をたどると、1951 年(昭和 26 年)5 月に公布・施行された「四エチル鉛危害防止規則」に遡る。

四エチル鉛は、自動車や航空機の燃料に添加して、ノッキングを防止するために用いられる無色の液体で、この蒸気を吸引すると、頭痛、吐気、倦怠感が起こり、重症になると錯乱状態になり死亡する¹³。この猛毒性により中毒者患者発生危険性があったため、厚生省、労働省、運輸省、資源庁の各省庁で危害防止規定について協議し、労働省において、労基法に基づき、当時の安衛則より高度の基準を規定することとなったため、「四エチル鉛危害防止規則」が制定されることとなった¹⁴。

しかし、昭和 37 年 7 月から 9 月にかけて、横浜市小柴にある米軍石油貯蔵タンク清掃作業で、作業員 29 人が四エチル鉛中毒にかかり、うち 8 人が死亡する事故が発生した。同規則は、四エチル鉛の製造・輸送における中毒事故を想定しており、タンク内作業に関して使用者の行うべき中毒予防措置基準が定められていないという盲点があったため、昭和 36 年 5 月に規則が改正され「四エチル鉛等防止規則」として施行された¹⁵。

ところが、昭和 42 年 10 月、ぼすとん丸において四エチル鉛で汚染された船倉やタンクの清掃作業を行った労働者のうち 8 名が死亡、中毒者 20 名を発生させたぼすとん丸事件が起こった。この事件は、たまたま事故により流出した四エチル鉛で汚染されたタンク（もともとは重油タンク）を清掃した作業員が中毒にかかったもので、このような事態を当時の規則は想定していなかった。

このような規則の盲点をついた中毒事件が発生したことを背景に、中毒発生を予防するばかりでなく、輸入時の措置、製造工場に対する措置を含めた総合的な規制を目指し、昭和 43 年 4 月 1 日から施行されたのが本規則である。本規則は、四エチル鉛、四メチル鉛、

¹² 労働調査会出版局・前掲注 2 402・403 頁。鉛の生体への影響について詳しくは、太田久吉「化学物質による中毒の恐ろしさを知る 第 1 回鉛(Lead)」安全と健康 Vol.12 No.1(2011 年(平成 23 年))86 頁。

¹³ 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『安全衛生運動史』 354 頁。

¹⁴ 労働衛生課「四エチル鉛危害防止規則について」労働基準 3 巻 5 号(1961 年(昭和 26 年))9 頁。

¹⁵ 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『安全衛生運動史』 354 頁。

その他の混合アルキル鉛について取り扱い上の規定、健康管理などについて詳しく規制している。

本規則は、第 2 章四アルキル鉛等業務に係る措置(第 2 条から第 21 条)において、労働者を一定の業務に従事させる場合に、事業者が装置等を密閉式の構造のものとすることや防護具を使用させることなど、労働者が健康被害にあわないよう必要な措置を講じることを義務づけている。

1. 3. 5 特化則

①労働省が労働者の特殊健康診断結果をとりまとめたところ、ベンジジンや砒素などの特定の有害物質を扱う労働者の健康被害の実態が明らかとなったこと、②労働者の健康を保持するための対策を一層強化するなかで、公害の発生原因をもあわせて排除しようとしたことから、労働省は昭和 46 年 4 月 28 日、特定化学物質等障害予防規則(昭和 46 年労働省令第 11 号)及び関連する 3 つの告示(「ガス等の濃度の値を定める件」(昭和 46 年労働省告示第 27 号)、「健康診断の対象となる物を指定する件」(昭和 46 年労働省告示第 28 号)、「特定化学物質等作業主任者講習規程」(昭和 46 年労働省告示第 29 号))を制定し、これを公布した¹⁶。

従来の化学物質等に関する法規制は、①安衛則第 174 条¹⁷に、排気または排液中に有害物質等を含む場合における沈でん、収じん等をすべきことを抽象的に定めているにとどまり、わずかにベンジジン、五塩化石炭酸をこの条項に基づき規制しているに過ぎなかったこと、②安衛則以外の化学物質の規制としては、鉛則第 25 条(鉛の除じん)や四アルキル鉛則第 8 条(四アルキル鉛の排液および残さい物の処理)のみであったこと、③有害物質に係る業務に従事する労働者の健康診断については、特定の有害物質についての単独の規則で規制されているほかは、大幅に行政通達に委ねられていたことから、極めて不備のある規制となっていた¹⁸。有機則は産業の発展によってより多くの有害物が使用されるにつれて、従来の規制では対応しきれなかった特定の有害物質を単独省令により規制したものである。

その後、昭和 47 年の安衛法の制定に伴って、新たに創設された製造の許可および流通段階における有害表示等の有害物対策規制とともに、従来の特定化学物質等障害予防規則の内容に検討を加え、労働者の健康障害の防止の充実を期することとし、新たな特定化学物質等障害予防規則として昭和 47 年に公布・施行された(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 39 号)。それ以来、数次にわたる改正が行われ、平成 18 年に特定化学物質障害予防規則と名称が改められた。

化学物質に関する規制は、本規則以外にも安衛法並びに有機則などの特別衛生規則にも置かれているため、本規則との関係を整理する。

¹⁶ 「特定化学物質等障害予防規則の内容」労政時報 2085 号(1971 年(昭和 46 年))48 頁。

¹⁷ 旧安衛規(労働省令第 9 号)第 174 条「排気又は排液中に有害物又は病原体を含む場合には、洗じょう、沈でん、収じん、消毒その他の方法によって処理した後、これを排出しなければならない」。

¹⁸ 「特定化学物質等障害予防規則の内容」・前掲 17 50 頁。

まず、安衛法は、化学物質規制の類型として、製造等の禁止(第 55 条)、製造の許可(第 56 条)を定めている。第 55 条は、①黄りんマツチ、②ベンジジン及びその塩、③4・アミノジフェニル及びその塩、④石綿、⑤4・ニトロジフェニル及びその塩、⑥ビス(クロロメチル)エーテル、⑦ベーターナフチルアミン及びその塩、⑧ベンゼンを含有するゴムのり(②から⑧は含有量が一定割合以上含む製剤を含む)を「製造し、輸入し、譲渡し、供与し、又は使用」することを禁止している。そして、第 56 条は、①ジクロロベンジジン及びその塩、②アルファ・ナフチルアミン及びその塩、③塩素化ビフェニル、④オルト・トリジン及びその塩、⑤ジアニシジン及びその塩、⑥ベリリウム及びその化合物、⑦ベンゾトリクロリド(いずれも含有量が一定割合以上含む製剤を含む)につき、製造の労働者のばく露防止の観点から「製造」についてのみ大臣の許可が必要とされている。第 56 条に列挙されている物質は「第一類物質」(後述)であり、取扱は本規則に基準がある。

また、安衛法における「製造等の禁止」、「製造の許可」の対象外となっている化学物質は、その類型に応じて有機則や本規則に従って管理し、取扱を行うこととなる。

次に、有機則などの特別衛生規則との関係を見ると、他の特別衛生規則は物質名を規定しているほか、適用対象となる作業を列挙している点に特徴がみられる。例えば、有機則においては、第 1 条第 1 項第 6 号は有機溶剤等を取り扱い、又は有機溶剤等が付着している物を取り扱う等、なんらかの形で有機溶剤の蒸気を発散させる業務のうち、当該業務に従事する労働者が有機溶剤による中毒にかかるおそれがあると認められる業務(有機溶剤業務)を制限的に列挙しており、有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務(同号イ)や有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務(同号ハ)などの作業に有機則第 2 章から第 7 章の規定、及び第 9 章の規定が適用される¹⁹。他方で、本規則は、化学物質の用途や有害性等が多様であるため、作業の列挙が困難であることから、対象物(特化物)を製造し、又は取り扱う作業のすべてを対象とする方法をとっている。特に有機則との関係において、従来は有機則の規制対象物質であった有機溶剤のうちクロロホルムなど 10 種(第 1 種有機溶剤と第 2 種有機溶剤)は、有機則の有機溶剤のうち、特に発がん性の高い物質として、平成 26 年 8 月の特化則等の改正の公布により、本規則の第二類物質の「特別有機溶剤等」に位置付けられ、本規則により特別有機溶剤として本規則により管理されることとなった(同年 11 月施行)²⁰。また、特別有機溶剤のそれぞれについて含有量 1%を超えて含有するものも含めて「特別有機溶剤等」という。ただ、有機則の規制対象物質である一般の有機溶剤と同様に、蒸気による中毒を発生するお

¹⁹ 中央労働災害防止協会『有機溶剤中毒予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))48・50 頁。なお、本規則第 8 章の規定は、有機溶剤業務以外の業務、例えば有機溶剤を貯蔵し、あるいは販売する業務についても適用される。

²⁰ 平成 26 年の特化則改正により第 2 種物質に追加された物質のほかには、エチルベンゼン(平成 24 年 10 月公布、平成 25 年 1 月施行の特化則等改正)と 1,2・ジクロロプロパン(平成 25 年 8 月公布、同年 10 月施行の特化則等の改正)の 2 種類が「特別有機溶剤」に当たる。

それがあるため、その含有量に応じて有機則のみが適用される場合と、本規則のみが適用される場合、そしていずれも適用される場合に分けられる。すなわち、①特別有機溶剤単一成分の含有率が 1%超かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が 5%以下の場合には特化則、②特別有機溶剤単一成分の含有率が 1%以下かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が 5%超の場合には有機則、③特別有機溶剤単一成分の含有率が 1%超かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が 5%超の場合には特化則と有機則の双方が適用される(表参照)。なお、特別有機溶剤単一成分の含有量が 1%以下かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が 5%以下の場合にはいずれの規則の適用もない。

特化則第 1 条は、本規則で用いられる物質についての規制区分を規定している。まず、「第一類物質」とは、安衛法第 56 条の製造許可対象物質である。次に、「第二類物質」とは、主として、慢性障害の発生を防止するため、ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉させる設備又は局所排気装置を設けるための設備を必要とする物質をいう。そして、「第三類物質」は、設備からの大量漏えいによる急性中毒を防止するため、一定の設備を必要とすべき物質を指す。本規則は、化学物質を大別して、その類型に応じて、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならないことなど製造等に係る措置(第 2 章(第 3 条から第 8 条))、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するために、特定化学物質により汚染されたばろ、紙くず等については、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない旨(第 12 条の 2)などを規定する第 3 章(用後処理(第 9 条から第 12 条の 2))、特定化学設備等を使用して作業を行うときは第三類物質等の漏えいを防止するため必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこと(第 20 条)や特定化学物質を運搬し、又は貯蔵するときは堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示する措置を講じ、保管については一定の場所を定めること(第 25 条)などを定める第 4 章(漏えいの防止(第 13 条から第 26 条))、第一類物質又は第二類物質を常時製造し、又は取り扱う作業を行うときは作業場以外の場所に休憩室を設け、当該休憩室について汚染防止のための措置を講ずること(第 37 条)や第一類物質又は第二類物質を常時製造し、又は取り扱う作業を行うときは洗眼、洗身、うがい等の設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けること(第 38 条)などを定める第 5 章(管理(第 27 条から第 38 条の 4))において危険防止基準を定めている。

そして、ガス、蒸気または粉じんによる労働者の健康障害を防止するための措置として、第 7 章(第 43 条から第 45 条)は防護具についての定めを置いている。本章の規定は、作業の実態によっては設備上の措置だけではなおも不十分な場合、臨時の作業の場合、異常事態発生の場合等に対処するために、呼吸用保護具、保護衣等の備付けを規定している。第 43 条(呼吸用保護具)は、特定化学物質の製造又は取扱いを行う作業場に、送気マスク等給気式呼吸用防護具、防毒マスクなどを備え付けることを規定する。第 44 条(保護具等)は、特定化学物質の第一類物質及び第二類物質が重度の慢性中毒を及ぼす物質であることに鑑み、

不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けることを義務づけている。そして、第 45 条(保護具の数等)において、前 2 条により備え付ける保護具等の数並びにその効果および清潔の保持を規定している。

1. 3. 6 高圧則

高気圧障害とは、高気圧による減圧症、酸素、窒素又は炭酸ガスによる中毒その他の高気圧による健康障害をいい(本規則第 1 条の 2 第 1 号)、治療方法の確立をみていない障害である。減圧症は、高気圧下の作業時に呼吸によって体内に取り込まれ、血液や組織中に溶け込んでいた窒素ガスが、急激に減圧を実施した際に体内で気化して気泡となり、この気泡が血液循環を阻害することにより血管を閉塞したり、組織を圧迫したりすることによって発生する障害のことである²¹。減圧症は皮膚のぎ走感、そうよう感や関節痛、神経麻痺やけいれんなどを起こして、死亡することもある。また、酸素中毒は、通常の酸素よりも酸素濃度が高い、もしくは酸素分圧が高いガスを呼吸することにより、引き起こされる中毒状態で、肺型酸素中毒の場合には胸部の痛み、呼吸困難を、中枢神経型酸素中毒の場合には全身の痙攣や意識障害が生じる²²。

高気圧環境下における労働者の健康障害が問題となってきた作業は、潜水作業や圧気工法による土木工事の作業であった。これらの高気圧環境下の作業における労働災害を防止するため、1961 年に労基法に基づく労働省令として「高気圧障害防止規則」(昭和 36 年労働省令第 5 号)が制定され、その後、安衛法の施行に伴い、実質的な内容の変更なく、同法に基づく「高気圧障害防止規則」(昭和 47 年労働省令第 40 号、以下「旧高圧則」と)となった²³。同規則の目的は、高気圧下における労働者の健康障害、すなわち潜函等圧気工法(図参照)による土木工事の作業における高気圧障害の防止と潜水作業における減圧症の防止であった。

しかし、1976 年 2 月に栃木県の大瀬橋建設工事において潜函工法(ニューマチックケーソン工法)が取られていたところ、一酸化炭素を含んだ空気が潜函内に送給され、潜函内で作業していた労働者 6 人が一酸化炭素中毒で死亡する事故が発生した。この事故を契機に、それまで安衛則第 2 編「安全基準」に規定されていた「圧気工法による加圧下の作業場所における労働者の危険防止」の規定と、旧高圧則による高気圧環境下の作業における労働者の健康障害防止の規定を併せ、これらの規制内容をさらに充実させたのが 1977 年 3 月に公布された高圧則(昭和 52 年労働省令第 2 号)である(施行は同年 4 月 1 日)。本規則の施行に関して、「高気圧障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行につ

²¹ 岡田和三・芳川信之・谷口拓也「高気圧下におけるニューマチックケーソン工法の無人化施工について」
<https://thesis.ceri.go.jp/db/files/144183854158478d8c55bd3.pdf> (最終閲覧日：2021 年 3 月 30 日)

²² https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/hearing_s/141120siryou07.pdf (最終閲覧日：2021 年 3 月 30 日)

²³ 高気圧障害防止規則の制定から高気圧作業安全衛生規則への改正について経緯は、後藤俊博「潜函内に一酸化炭素流入」安全と健康(2016 年(平成 28 年))42-44 頁に基づく。

いて」(昭和 52 年 4 月 25 日基発第 246 号)は、この改正の趣旨を以下のとおり説明する。

「今回の改正は、潜函工事等における最近の労働災害発生状況にかんがみ、次の事項を要点として行われたものである。

① 高気圧業務に係る危険及び健康障害を防止するため、一部の規定を除き、規制の対象を、高圧室内業務にあつては大気圧を超える気圧下における作業に、潜水業務にあつては水面下における作業にまで拡大したこと。

② 空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管からの排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとしては握し、これに係る設備及び作業方法について規制を整備することにより高圧室内作業員について、減圧症の防止に加えて危険及び一酸化炭素中毒その他の健康障害を防止することとしたこと。

これに伴い、従来労働安全衛生規則に規定されていた圧気工法による加圧下の作業場所における労働者の危険防止のための規定を、高気圧障害防止規則……に移し、その題名を高気圧作業安全衛生規則と改めたこと。」

①では旧高圧則における適用対象作業の範囲を拡大することで、大瀬橋事故と同様の事故の再発防止と減圧症など労働者の健康障害を防止するための改正が行われ、また、②では潜函作業の安全を確保するため、空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管からの排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとして把握する必要があることから、異常温度の自動警報装置や気こう室内部の状態を把握することができるのぞき窓等の措置など潜函工事に関するいくつかの規定が改正された²⁴。

本規則²⁵は、第 2 章に設備に係る規制が置かれており、第 1 節(第 2 条から第 7 条の 34)は高圧室内業務に関する規制として、例えば作業室の気積(第 2 条)、気こう室の床面積および気積(第 3 条)、送気管の配管等(第 4 条)、空気清浄装置の設置(第 5 条)、排気管の配管(第 6 条)、圧力計(第 7 条)、異常温度の自動警報装置に係る規定、第 2 節(第 8 条、第 9 条)は潜水業務の規制として、送気を調節する空気槽の設置(第 8 条)、空気清浄装置、圧力計または流量計の設置(第 9 条)の規制が設けられている。また、平成 27 年には、気こう室内に自動記録圧力計を設けること(第 7 条第 6 項)などの改正がなされた。第 3 章には業務管理に係る規制が置かれ(第 2 節(第 12 条の 2 から第 26 条)高圧室内業務の管理)、高圧室内業務を行うときは、高気圧障害を防止するため、あらかじめ、高圧室内作業に関する計画を定めること(第 12 条の 2)及び必要のある者以外の者が気こう室及び作業室に立ち入ることを禁止し、その旨を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示しなければならないこと(第 13 条)のほか、ガス分圧の制限(第 15 条)、酸素曝露量の制限(第 16 条)、有害ガスの抑制(第 17 条)など事業者が講ずべき措置、気こう室において高圧室内作業員に減圧を行うときの速度等(第 18 条)を規定している。

²⁴ 同上・44 頁。

²⁵ 高圧則における規制の概要をまとめるに際しては、角森洋子『わかりやすい労働安全衛生管理』(産労総合研究所、2015 年(平成 27 年))219-221 頁も参照した。

1. 3. 7 電離則

電離放射線とは、物質に吸収されるとその物質をイオン化(電荷的に中性の物質をプラスやマイナスの電荷を持つイオンにすること)させる作用のある電磁波及び粒子であり、人体に様々な障害を及ぼすのみでなく、寿命の短縮及び遺伝への影響もあるといわれる物質である。

第二次世界大戦後の経済復興、産業の発展に伴い、事業場、医療機関、研究所などにおいて、エックス線装置や放射性物質の利用が急速に増えてきた一方で、電離放射線に対する人々の知識は乏しく、それゆえに事故や健康障害が発生する実態が多く見られた。そこで、昭和 20 年代後半、放射性物質による健康障害の防止について、様々な行政通達が発せられた。さらに、昭和 30 年代に入ると、①「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号)に対応して、労基法の面からそれまでよりも充実した規制の必要性が生じたこと、②技術革新に伴い、電離放射線を取り扱う範囲が拡大されたため、それによる健康障害の防止を図る必要性が生じたことから、労働省は特別規則制定に向けた取り組みを開始し、昭和 34 年に電離則(労働省令第 11 号)を公布・施行するに至った²⁶。

その後、同規則は昭和 33 年に国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告による全面改正(昭和 38 年労働省令第 21 号(昭和 38 年 12 月 28 日公布、昭和 39 年 1 月 1 日施行))を経て、昭和 47 年安衛法の制定に伴い、新たな規則として発足した。

しかし、1971 年 9 月、造船所で非破壊検査用の放射線源(ステンレスの鉛筆のような形状のもの)に触れたり、近くで眺めたりした労働者 6 名が被ばくし、放射線急性障害を訴えた事故をはじめ、非破壊検査で使用する装置の放射線源による事故が次々と発生し、社会的注目を集めることとなったため、労働省は「電離放射線障害防止対策要綱」(昭和 48 年 3 月 12 日付基発第 121 号)を定めるなどの対応をとるなどの規制強化を図った。

また、1999 年 9 月の東海村 JCO 臨界事故を受けて、同種災害の再発防止を図るため、電離放射線障害予防規則の改正が行われた(平成 11 年 11 月 30 日労働省令第 46 号)。さらに、2011 年 3 月に起こった東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所(東電福島原発)の事故の際にも、事態に対応するための同規則の改正や、放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則)の制定が行われている。

本規則第 2 章は管理区域並びに線量の限度及び測定について定めており、放射線業務を行う事業者が一定の区域を標識で明示しなければならないこと(第 3 条)、施設等の線量の限度(第 3 条の 2)、放射線業務従事者の被ばく限度(第 4 条から第 7 条の 2)、線量の測定(第 8

²⁶ 電離放射線障害防止規則の制定および改正の経緯については、中央労働災害防止協会編『電離放射線障害防止規則の解説』(中央労働災害防止協会、2016 年(平成 28 年))、後藤俊博「ガンマ線照射装置による非破壊検査での相次ぐ事故での規制強化」安全と健康 Vol.17 No.5(2016 年(平成 28 年))45・47 頁に基づく。

条)など事業者が講じるべき措置を規定している。

また、第 4 章は汚染の防止についての定めを置いており、事業者が労働者に防護具(第 38 条、第 39 条)、作業衣(第 40 条)を使用させなければならないこと、防護具又は作業衣が汚染されている場合には汚染を除去するまで労働者に使用させてはならないこと(第 41 条)を規定している。

1. 3. 8 酸欠則

昔から、古井戸の中には炭酸ガスがたまり酸素濃度が低下するから危険、飼料貯蔵庫(サイロ)やバナナ熟成室では内部に置かれた植物の呼吸により酸素が消費されるから危険、と言われるなど、社会生活においては古くから酸素欠乏の危険性が認識されていた。

労働者における酸素欠乏症が注目を集めたのは、昭和 36 年 8 月(江戸橋事故)、翌 37 年 4 月(神田橋事故)、同年 9 月(一石橋事故)に、東京都内での高速道路工事現場で相次いで作業員の死亡事故が発生し、その原因が酸欠空気であることが明らかとなったことである²⁷。これらの事故を受けて、東京都労働基準局は昭和 37 年 9 月に「酸欠調査委員会」を発足させ、酸欠事故の実態調査等を行い、その調査結果は、昭和 42 年 11 月、「酸素欠乏症の防止について」の労働省通達に活かされた。

しかし、その後も、昭和 42 年 6 月に製薬会社のタンク内で労働者が倒れたり、同年 7 月に最高裁判所新築工事現場で労働者が死亡したりするなど酸素欠乏症による災害はなくならなかった。

このような状況下で、「酸素欠乏となるおそれのある場所」を特定し、その場所での対策を検討して、法制化する準備が進められた。その結果、昭和 43 年 11 月に「酸素欠乏症防止対策要綱」が公表されたものの、酸素欠乏症の発生は増加の一途をたどったため、行政指導の限界を越えて一層有効に災害発生を防止するために、防止規則を単独規則として新しく制定することとなり、昭和 46 年 11 月、労基法に基づく労働省令として、「酸素欠乏症防止規則」(昭和 46 年労働省令第 26 号)が制定された²⁸。

同規則の制定後、酸素欠乏症による災害は減少したものの、昭和 55 年 9 月に滋賀県彦根市の清掃センターごみ焼却炉の汚水処理施設で、配管の詰まりを取り除くために汚水槽に入った労働者が倒れ、救助しようとして入った労働者も倒れ、5 人が死亡する事故が発生した。この事故の原因は硫化水素であり、酸素濃度は酸素欠乏症防止規則に基準(酸素 18%未満)にはなっていなかった。この事故を契機として、昭和 57 年 5 月、酸素欠乏症と同時に発生するおそれのある硫化水素中毒も視野に入れた省令へと改正され、従来の名称に「等」を加えた酸欠則が制定された。

本規則は、酸素欠乏の空気を吸入するおそれのある作業場所を広く列举し、これを酸素

²⁷ 規則制定の背景や制定過程については、久谷與史郎・前掲注 5) 76-84 頁、後藤俊博「酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止」安全と健康 Vol.17 No.3(2016 年(平成 28 年))36, 37 頁。

²⁸ 「新しく制定された酸素欠乏症防止規則」労政時報 2101 号(1971 年(昭和 46 年))49 頁。

欠乏危険場所として対象範囲を定め、これらの場所について作業環境の整備、測定その他酸素欠乏症又は硫化水素中毒を防止するための措置が確保されるよう、規定されている。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業者が講じるべき措置には次のものがある²⁹。

本規則第 2 章は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合において酸素欠乏症等を防止するために講ずべき作業環境測定、換気、人員の点検、立ち入り禁止、作業主任者の選任、特別の教育の実施、退避等の措置について規定している。第 5 条は酸素欠乏作業に労働者を従事される場合に、当該作業を行う場所の酸素および硫化水素の濃度を保つために換気を行うことを事業者が義務づけている。また、第 5 条の 2 は、換気を行うことができない場合、又は換気を行うことが著しく困難な場合に、事業者が労働者に保護具を使用させること、および労働者には事業者の命令に従い保護具を使用することを義務づけている。さらに、第 6 条は、労働者が酸素欠乏等の空気を呼吸してよろめき、又は、失神することにより転落し危害を受けることを防止するために、転落のおそれのある場所では、安全帯を使用させなければならない旨を定めている。

また、第 3 章は特殊な作業における防止措置が定められており、第 25 条の 2 には、し尿等腐敗しやすいまたは分解しやすい物質を入れてあるポンプ等の設備の改造等を行う場合に講じるべき必要な措置が規定されている。

1. 3. 9 粉じん則

粉じん作業に従事する労働者が長期間粉じんを吸引し続けると肺に組織変化をきたし、じん肺という病気になる。粉じんの種類によってけい肺、溶接肺、炭素肺などと呼ばれるものの、有効な治療方法は確立されていない。このことから、昭和 35 年にじん肺の早期発見と適切な健康管理を目的としてじん肺法が制定施行された³⁰。

しかしながら、じん肺有所見者数に鑑み、昭和 52 年にじん肺法が改正された。その際に、じん肺の健康管理とあわせて、職場における粉じんの規制を強化し、粉じん障害の予防を図るべきであるという意見が強く出されたため、労働省は昭和 53 年に「粉じん障害防止規則案要綱」を作成したものの、同要綱に対する不十分さが労組から指摘されたことから、同要綱に若干の修正を加えて粉じん則が制定された³¹。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業者が講じるべき措置には次のものがある³²。

²⁹ 酸素欠乏症等防止規則の解説は、中央労働災害防止協会編『酸素欠乏症等防止規則の解説』（中央労働災害防止協会、2016 年(平成 28 年))に基づく。

³⁰ 露木保「粉じん障害防止規則の概要」季刊労働法 114 号(1979 年(昭和 54 年))124 頁。なお、じん肺法のルーツは、栃木県足尾町の広場で開催された「鉱山復興町民大会」から始まるけい肺法制定運動の結果として制定されたけい肺等特別保護法である。

³¹ 藤原精吾「『粉じん障害防止規則』の解説」労働法律旬報 983 号(1979 年(昭和 54 年))38 頁。

³² 本規則の解説については、中央労働災害防止協会編『粉じん障害防止規則の解説』（中央労働災害防止協会、2014 年(平成 26 年))に基づく。

第 2 章は、安衛法第 22 条に基づき、粉じんの発散を防止するため又は粉じんを減少させるために必要な設備等の基準を定めている。第 4 条は特定粉じん発生源に対して①密閉する設備を設置すること、②局所排気装置を設置すること、③プッシュプル型換気装置を設置すること、④湿潤な状態に保つための設備を設置すること等の措置を定めている。第 5 条、および第 6 条から第 6 条の 4 は特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う場合の措置について定めている。さらに、第 6 章は労働者が粉じんを吸入することを防ぐために必要な保護具について、労働者にこれを使用させるべき事業者の責務と、これを着用すべき労働者の義務を定めている。第 27 条は、一定の作業に労働者を従事させる場合に、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを事業者に義務づけている。

1. 3. 10 石綿則

石綿は天然の鉱物で、有用な物質として古くから利用されてきたが、発がん性などの人体への影響があり、日本を含めて 60 カ国以上ではすでに輸入や使用が禁止されている。石綿は非常に強力な発がん性物質であり、肺がん、中皮腫を発生させ、その特徴は中皮腫の潜伏期間は平均 40 年、肺がんは 30～40 年とされ、非常に長いことにある。

本規則の制定以前、石綿による健康障害の予防については、安衛法、特化則等に基づき必要な措置を講じてきたところ、

石綿を含有する製品の製造等が禁止された(平成 6 年、平成 16 年)ため、国内の石綿使用量は大幅に減少した。

他方で、1970 年代後半から 1980 年代にかけて建設された石綿が含まれる建材を使用した建設物等の解体等の作業が増加することが予想され、石綿ばく露防止対策は、建築物等の解体作業が中心となり、事業者が講じるべき措置の内容が特化則に定める他の化学物質とは大きくことなることから、新たに建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等の充実を図った単独の規則として、石綿則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)を制定、公布し、石綿による健康障害の予防対策の一層の推進を図ることとした。特化則から石綿則に移行するにあたって規制が充実強化された主要な対策は、①石綿等(＝石綿及び石綿を 1% を超えて含有する製品等)が使用されている建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策、②石綿等が吹き付けられている建築物の管理、③石綿含有製品の計画的な代替化の促進であった³³。

くしくも、本規則が定められた 2005 年は、兵庫県尼崎市の大手機械メーカー「クボタ」旧神崎工場の元従業員 79 名が石綿疾患で死亡していることが明らかになったほか、周辺住民にも石綿疾患が発生していることが報道され、石綿による健康被害が社会問題となった年でもあった(「クボタ・ショック」)。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業者が講じるべき措置には次の

³³ 「石綿障害予防規則の制定をめぐって」安全衛生コンサルタント No.75 (2005 年(平成 17 年))8 頁。

ものがある³⁴。

まず、本規則第 2 章は石綿等を取り扱う業務等に係る措置を定めており、解体等の業務に係る措置(第 1 節)では、建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業、吹付け石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業において、労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録するとともに、当該調査の結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録することを事業者に求めている(第 3 条)。また、事業者は、第 3 条の事前調査の結果を踏まえて作業計画を作成し、当該作業計画により作業を行わせること(第 4 条)、保湿剤等の除去作業、吹付け石綿等の囲い込みの作業について、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の立ち入りを原則として禁止し、およびその旨の表示をしなければならないこと(第 7 条)などを規定している。第 2 節は、労働者が石綿等に基づく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置として、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこと、また労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具および保護衣または作業衣を使用させ、労働者は当該保護具等の使用を命じられたときはこれを使用しなければならないことを規定している(第 10 条)。また、第 3 節では、石綿等を取り扱う業務等に係るその他の措置として、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときには、労働者のばく露防止の徹底を図るために、当該労働者に呼吸用保護具を使用させることを事業者に義務づけている(第 14 条)。

そして、石綿等を取扱い、もしくは試験研究のため製造または石綿分析用試料等を製造する作業場において、常時当該作業をする労働者については、その作業の記録および事故による汚染の概要を記録し、これを保存させることを使用者に義務づけている(第 35 条)。記録の保存期間は、石綿による疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、石綿等を取り扱う作業場において当該労働者が常時当該作業に従事しないこととなった日から 40 年間保存しなければならない。

1. 4 罰則

事業者が、本条に違反して必要な措置を講じない場合には、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる(安衛法第 119 条 1 号)。

1. 5 沿革

工場法(明治 44 年 3 月 29 日 法律第 46 号)

・第 13 条「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及付属建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」

³⁴ 中央労働災害防止協会編『石綿障害予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))に基づく。

工場危害予防及衛生規則(昭和 4 年 6 月 20 日 内務省令第 24 号)

・第 26 条「瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散シ衛生上有害ナル場所又ハ爆発ノ虞アル場所ニハ之ガ危害ヲ予防スル為其ノ排出密閉其ノ他適当ナル設備ヲ為スベシ」

・第 27 条「左ニ掲グル場所ニハ必要アル者以外ノ者ノ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨掲示スベシ

一 爆発性、発火性又ハ引火性料品ノ製造、取扱又ハ貯蔵ヲ為ス場所

二 毒劇薬、毒劇物又ハ其ノ他ノ有害料品ノ製造又ハ取扱ヲ為ス場所

三 瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散シ衛生上有害ナル場所

四 多量ノ高熱物体ヲ取扱フ場所

前項ニ依リ禁止セラレタル場所ニハ職工ハ濫リニ立入ルコトヲ得ズ

地方長官ハ第一項ノ場所ニ於ケル作業ニ関シ他種ノ作業ノ禁止其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得」

・第 28 条「研磨機ニ依ル金属研磨、炭酸含有清涼飲料水ノ罌詰其ノ他物体ノ飛来ノ虞アル作業、高熱物体又ハ毒劇薬、毒劇物ノ製造又ハ取扱ヲ為ス作業、有害光線ニ曝露スル作業、多量ノ粉塵又ハ有害ノ瓦斯、蒸気若ハ粉塵ヲ発散スル場所ニ於ケル作業其ノ他危害ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナル作業ニ於テハ之ニ従事スル職工ニ使用セシムル為適当ナル保護具ヲ備フベシ」

・第 29 条「衛生上有害ナル瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散スル工場ニ於テハ当該職工ノ為適当ナル食事ノ場所ヲ設クベシ但シ当該職工ガ工場内ニ於テ食事ヲ為サザル場合ニハ此ノ限ニ在ラズ

毒劇薬、毒劇物其ノ他有害料品ノ取扱ヲ為ス工場、多量ノ粉塵ヲ発散スル工場其ノ他ノ工場ニシテ作業ノ為身体ヲ汚染スル工場ニ於テハ適当ナル洗面装置ヲ設ケ必要品ヲ備フベシ

前二項ノ工場又ハ高熱物体ヲ取扱フ工場ニ於テ地方長官必要ト認ムルトキハ飲料水ノ供給又ハ食事ノ場所、更衣所、含嗽装置若ハ浴場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得」

・第 30 条「織機ノ杼ガ杼通ノ為緒ヲ吸出ス必要アルモノニ在リテハ緒引出具ヲ備フベシ
職工ハ杼通ノ為緒ヲ吸出スベカラズ」

労基法旧第 42 条

「使用者は、機械、器具その他も設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」

戦前、工場法第 13 条は工場及び附属建設物並びに設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害するおそれがあるときに必要な事項を命じ得ることを規定しており、特定の場合に行政官庁が命令を出すことを定めていた。そして、工場危害予防及衛生規則には、ガス

や蒸気、粉じんなど労働者の生命、身体および健康に被害を及ぼすおそれの危害要因について、排出密閉などの適当な設備をすることや必要のある者以外を立ち入り禁止とすること、そして作業に従事する職工に防護具を使用させることなど、工業主が講じるべき措置が定められていた。工場法当時に、現代における安衛則の衛生基準や各特別衛生規則に規定されている必要な措置につながる内容がすでに定められていた。

第二次大戦後、1947 年に制定された労基法旧第 42 条は設備及び原材料を危害防止の対象とし、安全及び衛生のために考慮されるべき重要事項を例示しながら、使用者に安全衛生上必要な措置を採るべき一般的義務を課した。

また、労基法の立法作業と並行して、安衛則の原案作成が行われていた。当時、安全衛生に関する法規は、工場法施行令、工場法施行規則、工場危害予防及衛生規則など様々な規則があった。これらの法規は労基法の関連条項に基づいて検討、整理され、またこれらを骨子として、国際労働機関(ILO)の条約や勧告を参考にしながら、さらに工場監督行政の体験から得た必要事項を加えて原案を作成した後、数回の公聴会を経て、1947 年 11 月 1 日から安衛則が施行された³⁵。

労基法旧第 42 条における「必要な措置」は同法旧第 45 条の規定に基づき安全衛生規則等の諸規則において定められることとされていたところ、その中には、その後の安衛法の制定に際して法律事項とされた作業主任者、安全・衛生委員会、労働災害発生の急迫した危険があるときの労働者の退避、定期自主検査、検定、作業環境測定、有害業務の作業時間の制限、技能講習等の事項も規定されていたことを踏まえると、本条は労基法旧第 42 条と同質のものとして、もう少し例示を細かく整えた形で整備されたものといえる。

1. 6 背景となった災害

本条は、労働者に及ぼす健康障害の重要なものを抽象的かつ広範囲で列举していること、そして具体的な内容は関連規則に委ねられていることから、本条に定める危害防止基準を制定する際に背景となった災害を特定することは困難であると思われる。

ただ、以下の 2 点について指摘できると思われる。

まず、本条に関連する特別衛生規則の制定および改正についての背景となった災害については、前述のとおりである。また、直接的に背景となった災害が特定できていない特別衛生規則の中には、例えば鉛則や特化則のように中毒者数の実態調査により労働者の健康被害が明らかになったことから定められたと推察される規則も複数存在し、化学物質による健康障害は災害的出来事のみならず、労働者の健康被害の実態が規則制定の背景となっているといえよう。

また、すでに大正時代末期から金属中毒や粉塵による健康障害は職業病として注目され³⁶、

³⁵ 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『労働安全運動史』217, 218 頁

³⁶ 三浦豊彦『労働と健康の歴史 第三巻—倉敷労働科学研究所の創設から昭和へ—』(労働科学研究所、1980)

そして工場法施行当時の昭和初期においても金属中毒(鉛中毒、水銀中毒、有機金属中毒、クロム中毒)、粉じんと塵肺、各種ガス中毒(一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒)に関する多くの事故が発生し、調査・研究が進められていたこと³⁷⁾に鑑みると、工場危害予防及衛生規則から今日に至るまでの危害防止基準は、健康被害に苦しんだ数多くの労働者の犠牲のうえに成り立っているものであるとって過言はないであろう。

1. 7 関連判例

1. 7. 1 民事事件

1. 7. 1. 1 林野庁高知営林局事件・高知地裁昭 52.7.28 判時 861 号 24 頁、高松高判昭 59.9.19 労判 440 号 39 頁、最二小判平 2.4.20 労判 561 号 6 頁

<事実の概要>

チェーンソー、ブッシュクリーナーを長期間使用していた伐採等作業員が振動障害に罹患したことにつき、安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求した。

<判旨>

第一審は、「雇用者としての林野庁は、全く新しい機械を導入するのであるから、機械の人体に与える影響を当然事前に調査研究し、右機械の使用あるいは使用方法によって、作業員に障害がないことを確かめた上で、作業員に対し機械を使用させるべきであった。

ところが林野庁は右義務を怠り、国有林における昭和 32 年のチェーンソーの本格的導入(ブッシュクリーナーは昭和 36 年)以前にすでにチェーンソー、ブッシュクリーナーと同様の振動器具である鋸打機、さく岩機等の使用によって蒼白現象等の振動障害が起ることが、わが国の学者の研究論文等で明らかとなっており、鋸打機、さく岩機等の使用による振動障害は労働基準法により、職業病に指定されていたにもかかわらず、単に振動の強度が異ること、チェーンソー、ブッシュクリーナーによる振動障害の実例がないことを理由に、チェーンソー、ブッシュクリーナーの導入に際して振動障害について事前に調査、研究をせず、チェーンソー、ブッシュクリーナーを導入し、原告らの経歴目録記載どおり、原告らにチェーンソー、ブッシュクリーナーを使用させ、振動障害を惹起させたものであるから、安全配慮義務の不履行として被告は責任を負うべきである」としうえて、①林野庁は早急に雇用者として振動障害について調査研究し、振動障害を予防すべきであったにもかかわらず、漫然とこれを放置したこと、②振動機械使用によりレイノー現象が発現している者にも振動機械を使用させたこと等により振動機械使用者の振動障害を増悪させたこと、③林野庁は振動機械の使用を中止せず、又振動機械の使用を中止しなかった場合振動障害を予防するため必要な措置と考えられる全林野の振動機械使用時間規制の要求に対して振動機械使用

年(昭和 55 年))137 頁以下を参照。

³⁷⁾ 三浦豊彦『労働と健康の歴史 第四巻—十五年戦争下の労働と健康—』(労働科学研究所、1981 年(昭和 56 年))54 頁以下を参照。

時間と振動障害との因果関係が明確でないことを理由にこれを拒否し、昭和 44 年 4 月 26 日に至ってようやく右要求に応じたことから、安全配慮義務の不履行を認めた。

これに対して、控訴審では、①林野庁がチェンソー等の実用を開始し順次これを増加させた昭和 30 年ないし同 36 年ころ、チェンソー等を導入するとそれを使用する者の身体に何らかの障害が生ずることのある可能性を全く予見できなかったこと、②林野庁は振動障害の発生の可能性を全く予見できなかったとはいえないがその当時の知見、経験からみて身体に振動障害が発生することはないと思ってチェンソー等を導入し、使用させたものであるから振動障害が発生したとしても控訴人に国家公務員災害補償法による補償義務以上に債務不履行の責任を負わさねばならぬ程の批難を加むべき違法性があると判断することはできないことなどから、林野庁の安全配慮義務違反を否定した。

そして、最高裁も、「社会、経済の進歩発展のため必要性、有益性が認められるがあるいは危険の可能性を内包するかもしれない機械器具については、その使用を禁止するのではなく、その使用を前提として、その使用から生ずる危険、損害の発生の可能性の有無に留意し、その発生を防止するための相当の手段方法を講ずることが要請されているというべきであるが、社会通念に照らし相当と評価される措置を講じたにもかかわらずなおかつ損害の発生をみるに至った場合には、結果回避義務に欠けるものとはいえないというべきである」と述べ、①チェンソーを導入したことにつき落ち度はなく、林野庁(被上告人)に振動障害を回避するためチェンソー等の使用自体を中止するまでの義務はないこと、②振動障害の発生を防止するために林野庁が社会通念上相当と認められる各種の措置を講じたこと、③林野庁としてはその置かれた諸条件のもとにおいて、結果回避のための努力を尽くしていたことから、林野庁に安全配慮義務違反はないと判示した。

1. 7. 1. 2 東北機械製作所事件・秋田地判昭 57.10.18 労判 401 号 52 頁(有機溶剤による健康障害)

<事実の概要>

原告 X(以下、「X」)は、昭和 26 年 12 月に被告 Y 社(以下、「Y 社」)に木型工として雇用され、昭和 50 年 3 月に退職するまでの間、一貫して木型・金型の修理及び塗装作業に従事してきた。

昭和 32 年 7 月頃から X の従事した作業では溶剤としてシンナーを使用していたものの、昭和 45 年頃までの作業場(旧作業場)は換気扇の設備がなく、また有機ガス用防毒マスクを使用せずに作業をしていた。X はシンナーを使用するようになった昭和 32 年頃から体調に異変が現れ、複数の病院を受診したところ、昭和 49 年 5 月に X は有機溶剤中毒症であるとの診断を受けた。

X は Y 社に対して、換気設備の設置や有機ガス用防毒マスクの支給など必要な措置を講じなかったことが雇用契約上の義務違反に当たると主張して、損害賠償を請求した。

<判旨>

Y 社は、「旧作業場に、有機溶剤の蒸気の局所排出装置又は全体換気装置等を設けなければならなかったのに、当時それを怠ったのであるから、旧予防規則 6 条〔昭和 47 年 10 月 1 日以前の有機溶剤中毒予防規則一注〕に違反していたことは明らかである。」

「旧作業場時代において、Y 社は、まずもって換気装置等の設備を設置して作業場の作業環境を改善すべきであったが、前記のとおりこれを怠っていたのであるから、右作業環境の改善にみあう措置として、少なくとも、塗装作業の際、原告を含む右作業の従事者に対し、有機溶剤の蒸気の吸引を防止するため、ホースマスク等の保護具を使用させるべき義務があったというべきである。

しかるに、Y 社は X に対し、昭和 46 年頃までこれの使用を指示しなかったのであるから、右義務違反は明らかである。」

1. 7. 1. 3 三菱重工神戸造船所(騒音性難聴)事件・神戸地判昭 59.7.20 労判 440 号 75 頁、大阪高判昭 63.11.28 労判 532 条 49 頁、最一小判平 3.4.11 労判 590 号 14 頁

<事実の概要>

造船所で働く労働者が構内における騒音作業によって騒音性難聴に罹患して、聴力障害を被ったと主張し、安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求した。

<判旨>

第一審は、まず、騒音職場における事業者の安全配慮義務の内容としては、労働省・安全衛生のしおりに記されている①環境改善、②騒音の測定、③防音保護具の支給、着用、④作業員への衛生教育、⑤聴力検査の義務があるものと解するのが相当であるとしたうえで、「被告は、その構内で就労する労働者の身体健康に危害(騒音性難聴の発生又は進行)を及ぼさないように万全の方策をとるべき注意義務を負う」として同注意義務は労働省・安全衛生のしおりに記載されている内容と同一であると判示した。他方で、①「原告らは、被告構内における騒音状況・騒音性難聴発生状況等をある程度認識しながら、あえて構内で就労するに至ったことがあり、……慰藉料の算定にあたっては、右の事情を減額事情として考慮する」こと(危険への接近の斟酌)、②「原告らは、それぞれ耳栓の支給を受け、これらを着用していたのであるが、……原告ら労働者の側についてみても、耳栓使用によって騒音性難聴を予防しあるいはその進行をくい止めることに対する認識が必ずしも十全でなかった」ことから、「この点を慰藉料算定にあたっては斟酌する」こと(過失相殺)を認めた。結論として、被告の安全配慮義務違反を認めた。

控訴審はおおむね第一審判決を引用して被告の安全配慮義務違反を認めたが、危険への接近については、第一審原告らが騒音被曝により騒音性難聴に罹患し、それが進行する危険を「ある程度認識しながら、一審被告又は下請企業に就職して同被告神戸造船所構内で

就労したからといって、直ちにその被害を全面的に甘受すべきものとし、……債務不履行責任に関しても安全配慮義務違反にはならないと解することはできない」、「但し、一審原告らが自己の体験に基づき一審被告神戸造船所構内における職場の騒音状況を知り、その騒音被曝により現実聴力が低下したことを自覚し、騒音性難聴に罹患する危険のあることを認識しながら、他の就業先を選択して右危険を回避することが容易にできない等特段の事情がないにもかかわらず、敢えて一審被告あるいはその下請企業と雇用契約を締結し、再度又はそれ以上にわたり同被告神戸造船所で就労し、そのために騒音性難聴による被害を被ったときは、具体的な事情の如何により、慰藉料の額を定めるについてこれを減額事由として考慮するのが相当である」と判示した(一審原告らの損害額は変更あり、上告審は控訴審判決を維持)³⁸。

1. 7. 1. 4 三菱重工業神戸造船所(振動障害)事件・神戸地判平 6.7.12 労判 663 号 29 頁、大阪高判平 11.3.30 LEX/ DB 27826111

<事実の概要>

被告神戸造船所において就労中に振動曝露を受けた原告らが振動障害に罹患したことにつき、被告の安全配慮義務違反を根拠として、損害賠償を請求した。

<判旨>

第一審は、被告の安全配慮義務の具体的内容について、原告らが主張する「労働安全衛生法上の各規定の内容と前記『チェンソー使用に伴う振動障害の予防について』と題する通達（基発第 134 号）及び同『チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害の予防について』と題する通達（基発第 608 号）の各内容とを総合すると」、被告は、原告ら従業員に対し、①原告ら従業員に対し振動による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと(安衛法第 22 条)、②振動工具使用による振動予防として、工具の選定、振動作業の作業時間の管理、工具の保持、操作と作業方法の指導、作業標準の設定、施設の整備、保護具の支給及び使用の徹底、体操の実施、健康診断の実施及びその結果に基づく措置、安全衛生教育の実施を内容とする安全配慮義務を被告が負っていたと判示した。そして、「被告は、被告神戸造船所内で振動工具を使用する原告ら従業員に対し、振動障害の発生と進行を防止すべき安全配慮義務の履行を怠った」として、被告の安全配慮義務違反を肯定した。

他方で、被告が主張した一部の原告らの自己保健義務違反については、「振動障害患者については、喫煙は、血管収縮作用があるため末梢血液循環に最も有害であるとされており、また、摂取する栄養に配慮し、過度のアルコール摂取を慎むべきであり、単車の運転等の寒冷曝露は禁止すべきであること」、原告らの一部が医師から喫煙は振動障害に禁忌

³⁸ 三菱重工業事件・神戸地判昭 62.7.31 労判 502 号 6 頁も、造船所の元従業員、下請作業員らの騒音性難聴の罹患について、職場騒音によるものであったとして会社の安全配慮義務違反を認めている。

であるから控えるように指導されていたことから、「原告ら従業員のうち、喫煙や過度のアルコール摂取を行ったり、寒冷曝露に身を置いたと認められる者については、本件慰謝料の算定に当たり、必ずしも療養に専念しなかったといわざるを得ない点を配慮して、かかる事実を減額事由として斟酌するのが相当である」と判示している(控訴審は原審判決を維持)。

1. 7. 1. 5 喜楽鋳業(有機溶剤中毒死)事件・大阪地判平 16.3.22 労判 883 号 58 号

<事実の概要>

亡 A(以下、「A」)は、平成 6 年 4 月に被告 Y 社(以下、「Y 社」)に雇用され、平成 7 年 4 月から、有機溶剤を取り扱う業務に従事していた。

平成 12 年 12 月初めころ、Y 社本社工場の廃溶剤タンクの底のほうにスラッジが溜まり、出口管が詰まって不具合が生じたため、同月 13 日に亡 A は清掃作業に従事したものの、亡 A は作業服姿で、ヘルメット、長靴及び手袋を着用していたが、送気マスクや安全帯は着用していなかった。翌日、亡 A が出勤しなかったことから、本社工場内を捜索したところ、タンク内で倒れているのが発見され、死亡が確認された。亡 A の死因は有機溶剤中毒であった。

亡 A の相続人である原告 X(以下、「X」)が、Y 社に対して、同事故は Y 社の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求をした。

<判旨>

「そして、事業者は、原材料、ガス、蒸気、酸素欠乏空気等による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないところ(安衛法第 22 条)、有機溶剤は、揮発性の液体で、脂溶性等から体内に吸収されやすい上、その毒性は強く、場合によっては急性中毒により死亡するに至るなど、種々の健康障害をもたらす有害な物質であるから、特に有機溶剤規則が定められ、安全衛生管理体制、貯蔵・取扱方法、屋内処理場における作業に当たり注意すべき事項(換気、送気マスク等の保護具の使用など)、健康診断の実施等、有機溶剤による健康障害の予防のため、種々の面から規制がなされている。」

「Y 社には、有機溶剤の特性、特にその有害性に鑑み、有機溶剤を取り扱う従業員に対する安全衛生教育を徹底し、有機溶剤による健康障害の発生を防止するために万全の安全管理体制を整えるなどの義務があるというべきであり、本件タンクの清掃作業に関しては、その作業を行わせるに当たり、あらかじめ安全を配慮した作業手順及び注意事項、特に、送気マスク等の保護具を着用せずに本件タンク内に入ることは厳に禁じられるべきことを具体的かつ明確に定め、これを周知徹底し、また、日頃から、有機溶剤の特性、特にその有毒性や、安全を図るための取扱上の注意等についての教育、指導を十分行い、さらに、本件タンク内の廃溶剤が有害・危険であることや保護具を着用せずにタンク内に入ること

を厳禁する旨の表示をするなどして従業員の注意喚起をするなどの措置を講じ、もって、従業員の知識不足あるいは慣れからくる不注意、過信等を原因とする事故を未然に防止すべき注意義務があったというべきである。」

①「本件事故当時、廃溶剤タンクの清掃手順や作業に当たっての注意事項・禁止事項、特に、送気マスク等の保護具を装着せずにタンク内に立ち入ることは厳に禁じられていることの周知徹底は十分でなかったというべきで」あること、②「Y 社が後に策定した本件清掃作業手順書のような手順書を作成して、それが周知徹底され」、「この手順に従って作業を実施していれば、本件事故は発生しなかったものと考えら」ること、③清掃作業の際に、上司が「亡 A に対して作業手順及び注意事項を明確に指示又は確認し、特に、本件タンク内に立ち入ってはいけない旨を十分に指導していれば、本件事故は発生しなかった可能性が大きいと認められる」こと、④Y 社は、「有機溶剤の有毒性・危険性等に関する安全衛生教育を行わず、そのことも本件事故発生の一因となった」ことから、Y 社は安全配慮義務を怠ったものと認められる。

1. 7. 1. 6 化学メーカーC 社(有機溶剤中毒等)事件・東京地判平 30.7.2 労判 1995 号 64 頁

<事実の概要>

Y 社の従業員として化学物質を取り扱う検査分析業務に従事していた原告 X(以下、「X」)は、平成 18 年 5 月 26 日、平成 22 年 7 月 22 日に化学物質過敏症を罹患している旨の診断を受けた。その後も、X は他の病院においても、有機溶剤中毒及び化学物質過敏症を診断され(平成 26 年 1 月 8 日)、さらに揮発性有機化合物中毒の後遺症に基づく化学物質過敏症及び中枢神経機能障害が継続している旨の診断を受けた(平成 28 年 5 月 30 日)。

X は雇用契約上の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償などを求めた。

<判旨>

「本件検査分析業務は、第一種有機溶剤等であるクロロホルム(有機則 1 条 1 項 3 号、安衛令別表第 6 の 2 第 14 号)及び第二種有機溶剤等であるノルマルヘキサン(有機則 1 条 1 項 4 号イ、安衛令別表第 6 の 2 第 39 号)を使用する検査であって、有機則による規制の適用を受ける「有機溶剤業務」に該当する(有機則 1 条 1 項 6 号ル)。そのため、使用者である Y 社は、本件検査分析業務を行っていた 107 号室及び 110 室に、局所排気装置等を設置する義務を負っていた(安衛法 22 条、有機則 5 条)。

かかる安衛法及び有機則の規制の趣旨は労働者の健康被害を防止する点にあること及び有機溶剤の毒性は急性中毒又は慢性中毒の形で人体に致命的に作用することがあることに照らせば、Y 社は、X に対し、雇用契約上の安全配慮義務として、局所排気装置等設置義務を負っていたと解すべきである。」

「本件においては、ガスクロ検査業務ないしその前処理作業であるメチルエステル化作業が行われていた 107 号室には、局所排気装置等は設置されず、Y 社はその状態を放置していたと認められるから、局所排気装置等設置義務の違反が認められる。

他方、110 号室には、局所排気装置であるドラフトが 2 機設置されていたことが認められるから、同義務違反を認めることはできない。」

「保護具支給義務の趣旨は労働者の健康被害を防止する点にあること及び有機溶剤の毒性は急性中毒又は慢性中毒の形で人体に致命的に作用することがあることに照らせば、上記送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させるという保護具支給義務は、雇用契約上の安全配慮義務の内容になると解すべきである。」

1. 7. 1. 7 検討

ここで取り上げた裁判例は、事業者が特別衛生規則において定められる「必要な措置」を講じていないことにより発生した災害に対する安全配慮義務(安全保障義務)違反を争う事件である。

まず、裁判所の立場を確認すると、安衛法、安衛則及び特別衛生規則などの規制は公的規制であり、同規制の定める義務は使用者の国に対する公法上の義務と解しつつも、これらの規定が労働者の安全と健康の確保を目的とすることを根拠に、同規定の内容が使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容となるとの理解が定着しているといえよう。このような考え方に基づく、使用者は関連規則に定められた義務を適切に果たすことが、同時に労働者に対する安全配慮義務を履行することにもつながることになる。また、特別衛生規則がない騒音についても、前掲三菱重工神戸造船所(騒音性難聴)事件(4. 1. 3)は労働省『安全衛生のしおり』の記載をもとに安全配慮義務の具体的内容を判示している点には注目すべきであろう。このことは、使用者の視点からみると、関連省令などを確認することで労働者に対して講ずべき安全配慮義務の範囲がおおむね予見可能であると解される。しかし、前述のとおり法体系が非常に複雑であり、かつ条文数も膨大であることからすべてを正確に把握することが難しく、講ずべき措置が使用者が理解できていないことが事件発生の一因になっていると考えられる。このように考えると、法体系を分かり易く整理することは使用者が安全配慮義務を履行するうえで有用であると思われる。だが、安全配慮義務の内容は関連省令に定められる措置のみではないため、関連規則に定められる措置は安全配慮義務の履行として使用者が最低限講じるべき措置に過ぎず、状況に応じた配慮が求められよう。もっとも、技術の進歩により新たな機械や化学物質が傷病をもたらした場合、「社会通念に照らし相当と評価される措置を講じた」とときには事業者は結果回避義務を欠くことはないものの(前掲・林野庁高知営林局事件最高裁判決)、傷病が発生した当時の知識や認識をもとに如何なる措置を講じることが必要であったかは、事業者にとって予見は困難とならざるを得ない。

また、三菱重工神戸造船所(騒音性難聴)事件判決においては、労働者が「耳栓使用によっ

て騒音性難聴を予防しあるいはその進行をくい止めることに対する認識が必ずしも十全でなかった」として、過失相殺をしうる旨判示しており、使用者が省令等に従った措置を講じているにもかかわらず、労働者が十分に応じないことが賠償額の算定において斟酌される点には留意すべきである。使用者側が講じる必要な措置と同措置に対する労働者側の行動により損害賠償額を調整することは、安衛法第 26 条が「労働者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない」と定めていることにも整合し、同条が民事訴訟においても考慮されることが示唆される。

さらに、前掲三菱重工業神戸造船所(振動障害)事件(4. 1. 4)においては、使用者の主張する労働者の自己保健義務違反を認め、振動障害に罹患した労働者が医師から指導された飲酒、喫煙ならびに寒冷曝露の禁止を遵守していたか否かを賠償額の減額事由として考慮しており、労働者は被災後に治療に専念することも判例上求められている。

1. 7. 2 行政事件

1. 7. 2. 1 植田満俺精錬所・守口労基署長事件・大阪地判昭 57.9.30 労判 396 号 51 頁、大阪高判昭 60.12.23 労判 466 号 5 頁(労基監督権限の不行使と国家賠償)

<事実の概要>

マンガン精錬所である被告 Y 社(以下、「Y 社」)に雇用され、マンガン鉱の精錬業務に従事し、マンガン中毒に罹患した原告 X ら 4 名(以下、「X ら」)が、Y 社の安衛法第 22 条(労基法旧第 42 条を含む)及び特化則違反に関して労基署の労災防止のための監督権限の不行使を根拠として、国に対して国家賠償法に基づき損害賠償を請求した。

本事件では、Y 社に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求もなされているものの、判旨は国に対する請求に関する判示部分のみを記述する。

<判旨>

第一審は、「旧法〔旧労基法一注〕の労働衛生関係の条項の執行により労働者が受ける利益は所謂反射的利益ではあるが、反射的利益でも違法に侵害された場合は損害賠償義務が発生することがありうる」としたうえで、監督機関の権限の行使不行使は裁量事項であって、一般的には、違法の問題は生じないけれども、監督権限の「不行使の場合においても裁量の範囲を著るしく逸脱し、著るしく合理性を欠くと言えるような特殊な場合に、不行使を続けると不作為の違法として問責されるであろう。

但し、旧法上このような場合でも、事業者は、監督機関の監督を受けるまでもなく、少なくとも自己の事業に関する法令の規定を熟知して事業をなすべきものであつて、事業者は第一の、そして究極の責任者であり、国は、二次的、補足的責任を負うにすぎない」と判示する。そして、特殊な場合については、以下の要件を示した。すなわち、「甲事項 人

間の生命、身体に対する危険が切迫していること。そして継続していること。乙事項 監督機関において右の危険の切迫し継続していることを知っているか、又は容易に知りうる場合であること。丙事項 監督機関においてその権限を行使すれば容易にその結果の発生を防止することができる関係にあり監督機関が権限を行使しなければ結果の発生を防止しえないという関係にあること。丁事項 被害者―結果の発生を前提―として監督権限の行使を要請し、期待することが、当時において、社会的に、容認される場合であること。」であると判示した(1名を除く、Xら3名につき、国に対する損害賠償請求を認容)。

これに対して、第二審は、「旧法及びその関連法令における労働者の安全衛生及び労働災害防止に関する諸規定は、いずれも使用者をして第一次的かつ最終的義務者であることを前提とし、行政官庁の権限は右使用者の義務履行を後見的に監督するものとされているのであつて、このような労働基準監督行政の性質からして、行政官庁による右諸規定に定められた権限の行使は、その合理的な裁量に委ねられたものと解するのが相当である」と述べたうえで、「労働基準監督行政の目的、性質並びに監督機関、使用者及び労働者の関係からして、少なくとも当該事業場につき労働者に対し切迫した重大な危険の発生が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法によっては危険の発生を防止できず、かつ右権限の行使によって危険の発生を防止することが可能であるのに、監督機関が右権限を行使しなかった場合」に、監督機関の権限の不行使により国家賠償が発生しうると判示する(結論として原判決取消)。

1. 7. 2. 2 検討

本件は、労働基準監督行政における監督機関の権限不行使の違法性が争点となった事例である。最近では、建設アスベストに関連する国の規制権限不行使が問題となった最高裁判例(建設アスベスト訴訟(神奈川)事件・最一小判令 3.5.17 労判 1252 号 5 頁など)が出されたが、同事件は非「労働者」である一人親方等が争点となっている点で本件とは異なる。

まず、労働者が労基法違反を申告した場合に、監督機関に権限行使を行使する作為義務があるか否かについては、監督官は職務上、作為義務を負わないとするのが判例の立場であった(池袋労基署長事件・東京高判昭 53.7.18 判時 900 号 68 頁)。

本件では、例外的ではあるものの、4つの要件を充足する場合には、監督権限の不行使が違法となる旨判示した点に意義が認められよう。

本件第一審においては国家賠償請求を認容したものの、控訴審においてはそれを棄却した。両判決における法律構成は基本的には同一であるところ、結論の逆転は、事実認定の違い、具体的には Y 社の事業場の作業環境、Y 社の就労条件改善に対する意欲と能力、労使の協力による改善の可能性、監督権限の行使不行使等に関する事実認定の違い、およびそれらの事実に対する評価の違いから生じているとの分析がなされている³⁹。

³⁹ 保原喜志夫「労災における国の監督責任」ジュリスト 860 号(1986 年(昭和 61 年))75 頁。

両判決における各要件にかかる詳細な検討は先行研究⁴⁰⁾にゆずるが、監督機関の権限不行使の違法性を問うにあたっては、以下の点には留意すべきと思われる。

第一に、「人間の生命、身体に対する危険が切迫していること」という要件は、事業者が労働安全衛生に関する第一義的な責任を負い、国は二次的、補足的責任を負うに過ぎないとの判示を考慮すると、いかなる場合に充足するかが問題となる。この点、監督機関が事業者に対して再三にわたり是正指導など行ったものの、事業者が従わない場合など限定的な事例となると解される。また、「切迫」が、結果発生が間近という時間的切迫なのか、結果発生の蓋然性の高さなのかも問題となりうる⁴¹⁾。

第二に、第一審判決では、監督機関が事業者に対して司法処分や使用停止等の処分をしなかったことを問題視しているが、当該処分は法律によって明確に要件が定まっており、監督機関がそうした処置をとりうるような法律違反の存在が必要となる⁴²⁾。

第三に、監督権限の不行使を理由とする国家責任の追及は、場合によっては誰に対しても被害の救済を求めえない被害者の保護・救済に役立ち、また行政の怠慢に対する警鐘としての効果を持つ反面、それを無制限に認めれば、行政活動に過大な負担をもたらすだけでなく、悪くすれば、いたずらに行政規制の強化・拡大を招く結果になるとの指摘⁴³⁾があるように、労働安全衛生の分野における行政権限行使の限界について議論する必要があると考える。あわせて、両判決が示す 4 つの要件が抽象的であることから、その充足について抽象的なレベルでの判断を行うことになれば、監督権限の不行使が違法とされる場合を特殊例外的な場合に限定する趣旨が没却されるだけでなく、被害について国に一定範囲の結果責任を認めることになりかねず⁴⁴⁾、監督機関の権限不行使の違法性判断を本判決の枠組みで行うとすれば、各要件の内容を精緻化することが求められよう。

1. 8 適用の実際

1. 8. 1 統計資料

まず、違反による送検件数を記した厚生労働省労働基準局準監督課「労働基準関係違反に係る公表事案(令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日公表分)」によると、安衛法第 22 条違反は 10 件(うち、安衛則第 578 条違反 4 件、粉じん則第 27 条違反 3 件、石綿則第 3 条違反 1 件、有機則第 5 条違反 1 件、高圧則第 33 条違反 1 件)であった。また、同「労働基準関係違反に係る公表事案(令和 3 年 11 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日公表分)」によると、本条違反は 8 件(うち、安衛則第 578 条違反 2 件、粉じん則第 27 条違反 2 件、高圧則第 34

⁴⁰⁾ 第一審判決の評釈として、菅野和夫「判批」ジュリスト 811 号(1984 年(昭和 59 年))96 頁、西村健一郎「判批」ジュリスト 780 号(1982 年(昭和 57 年))119 頁、同「判批」季労 126 号(1982 年(昭和 57 年))135 頁、保原喜志夫「判批」昭和 57 年度重要判例解説(1983 年(昭和 58 年))212 頁。控訴審判決の評釈としては、保原・前掲注 40 72 頁。

⁴¹⁾ 菅野・前掲注 41 98 頁。

⁴²⁾ 西村・前掲注 41 ジュリスト評釈 124 頁。

⁴³⁾ 同上 119 頁。

⁴⁴⁾ 同条 123 頁。

条違反 1 件、特化則第 43 条違反 1 件、石綿則第 3 条違反 1 件)であった。公表事案はいずれも、本条のみでなく、特別衛生規則にも違反した事案であることは、本条の適用における特別衛生規則の重要性を示しているといえよう。

次に、是正勧告を典型とする違反指摘件数を記した厚生労働省労働基準局『平成 30 年労働基準監督年報』(以下、『平成 30 年年報』)によると、安衛法第 20 条～第 25 条の違反状況において、安衛則(衛生基準)違反は 438 件、特別衛生規則違反は多い順に有機則 2,271 件、粉じん則 1,485 件、特化則 1,911 件、石綿則 269 件、酸欠則 87 件、除染則 32 件、電離則 18 件、鉛則 17 件、高圧則 6 件であった。同『平成 31 年・令和元年労働基準監督年報』(以下、『平成 31 年・令和元年年報』)によると、安衛法第 20 条～第 25 条の違反状況において、安衛則(衛生基準)違反は 369 件、特別衛生規則違反は多い順に有機則 1,631 件、粉じん則 1,465 件、特化則 1,433 件、石綿則 288 件、酸欠則 76 件、除染則 34 件、電離則 24 件、鉛則 22 件、高圧則 2 件であった。同『令和 2 年労働基準監督年報』(以下、『令和 2 年年報』)によると、安衛法第 20 条～第 25 条の違反状況において、安衛則(衛生基準)違反は 382 件、特別衛生規則違反は多い順に有機則 1,801 件、粉じん則 1,377 件、特化則 1,291 件、石綿則 303 件、酸欠則 93 件、鉛則 1、高圧則 2 件であった。いずれも四アルキル鉛則違反はなかった。もっとも、この統計は安衛法第 20 条～第 25 条違反の件数であるため、本条違反の件数は不明である。しかし、安衛法第 20 条～第 25 条において、事務所則を除く特別衛生規則が最も関連するのは本条であることから、本条違反が多数であると推察できよう。また、『平成 30 年年報』によると、本条の「送検事件状況(平成 30 年)」は 13 件であり、『平成 31 年・令和元年年報』によると、「送検事件状況(平成 31 年・令和元年)」は 19 件、『令和 2 年年報』によると、「送検事件状況(令和 2 年)」は 15 件であった。

1. 8. 2 インタビュー

現場における本条から第 25 条の 2 の適用について、2021 年 11 月 20 日(土)、元労働基準監督官である藤森和幸氏、玉泉孝次氏にインタビューを実施した。各条文の「インタビュー」の項目における記述は、本インタビューの結果及びその際に作成いただいた資料に基づいている。

1. 8. 2. 1 臨検監督の実際

実際の臨検監督は、通常監督官 1 名または複数名で行い、衛生監督が主眼であっても、安全関係を含めて網羅的に監督する。衛生監督は各監督署が定めた年間の監督計画に基づき実施する(定期監督)。対象事業場は、3 年以上監督を行っていない事業場、過去に違反があった事業場など過去の監督の資料、健康診断結果報告などにより選定する。

本条の適用は、前述のとおり、関連規則において健康障害防止等に必要な具体的規制が定められていることから、労働基準監督官が臨検監督を行う際には規則が中心となる。実際、監督に際しては、有機溶剤主眼、特化物主眼、酸欠主眼、電離放射線主眼、粉じん主

眼などで実施する。すなわち、有機則や特化則のように特定の規則にターゲットを絞り、あらゆる条文を対象とした臨検監督が行われることとなる。例えば、有機則であれば、最も使用される第 1 種有機溶剤にターゲットを絞り、蒸気を調査したり、X 線装置を用いる医療機関では電離則にターゲットを絞ったりする。また、安衛則第 3 編(衛生基準)を主眼として計画的に臨検監督を行うことはなく、特別衛生規則が主、安衛則は副という位置づけで臨検監督を行うこととなる。事業者として本条に定める措置義務は、いわゆる「労働衛生の 3 管理」、すなわち「作業環境管理」、「作業管理」及び「健康管理」を中心に構成されていることから、指導監督はこのことを念頭において行っているとのことである。

次に、労働衛生監督を主眼とした場合の一般的な定期監督は、主として、①事業所、事務所において、労働衛生の 3 管理の観点から、事業者が講ずべき措置等(本条)についての書類調査を行いながら安全衛生方針・災害発生状況の聴き取り、②実地調査(工場建屋内等の臨検監督)による本条を中心とした履行状況の確認から構成される。なお、①→②の順番とは限らず、状況によっては②から着手する場合がある。定期監督においては、①労働衛生の 3 管理のうち、特に「作業管理」について、限られた状況の中で十分な調査・検証はできない場合があること、②関連規則の条文が多岐にわたるため、現場において対象を絞らざるを得なかったこと、③西陣織や友禅染など伝統産業では、製品の原料・材料として使用している物質の内容・成分がよく分からない、又は教えてくれないこと、④有害物質の使用量や使用時間により、規定の適用除外あるいは特例となる場合(例えばパンクの修理等で少量の有害物質を使用する場合)、取り扱いで間違ったこと、⑤臨検監督は数時間であることから、監督した時点の作業のみが対象となり、見ていない時間帯及び作業に違反があったとしても分からないことのように、監督指導において困難な状況がしばしば生じる。特に、④については、常に少量と常時性が問題となる。有機溶剤の場合、監督官が個人的には健康障害にはならないと考える使用量である場合でも、局所排気装置の設置などの指導をしなければならず、事業者の理解を得るのに苦労する。さらに、1 週間に 1 回程度しか使用しない場合など使用頻度が間歇的であるときの「常時」性について、監督署によっては基準を設定している場合もあるものの、統一的な基準は設定されていない。基準が設けられていない場合には、常識に照らして判断を行うが、臨時でなければ常時と解するなど労働者にとって有利な適用を行うことがある。

そして、事業所の臨検監督を行った結果として違反が認められた場合には、まず、違反事項を明確に示し、是正期日を示したうえで、「是正勧告書」を交付する。すぐ作業を停止させる必要があるときには、使用停止あるいは作業停止などの命令書(「使用停止等命令書」)を交付する場合もあるものの、実態として、衛生面においては機械設備などの安全面を比較してその数は多くない。違反が認められた場合には、まず、前述の文書により違反となった法条文を明示して指摘を行う。具体的は、関連規則において違反を特定したうえで、本条を表示して指導・勧告を行う。なお、本条第 3 号に定める精神的要因に関しては対象となる規則・条文が思い浮かばないため、ガイドラインや要綱を根拠とした監督を行

っていたとのことである(例えば、腰痛や頸肩腕症候群、作業関連疾患、ストレスなど)。また、法違反でない事項には、指導票の交付を行う。

法令違反の指摘に加えて、法令の背景にある疾病の「こわさ」、是正の方法(類似事例における好事例の提供など)、労働衛生の 3 管理の内容等を「指導票」によって行うこともある。

本条に基づく各条文を適用するにあたっては、当該作業が各条文の構成要件に必ずしも完全に該当している場合でなく、多少の疑義がある場合であっても、有機則や特化則などの目的である健康障害防止の観点から若干広義に解釈して違反を指摘してきたとのことであった。もっとも、罰則との関係においては、罪刑法定主義が問題になる点には留意すべきであろう。なお、そのような場合には、危険性を説明することで理解を得るように努めている。

さらに、安全衛生については、法や規則に定めた事項の指摘だけではなく、改善方法等についての指導が重要な部分を占めることがあるところ、監督官は法令違反を指摘するのが仕事であることから、局所排気装置のフードの選択や形状など細かな指導ができていないのが現状である。

1. 8. 2. 2 各規則における適用の実際

1. 8. 2. 2. 1 安衛則

第 576 条(有害原因の除去)、第 577 条(ガス等の発散の抑制)、第 579 条(排気の処理)は、特別衛生規則が適用されない有害物すべてに適用できるものの、違反とする明確な基準がないことから、全く使用されることはない。

第 578 条(内燃機関の使用禁止)は、例えば、建設現場の地下工事現場、隧道工事現場などで発電用エンジンを使用して一酸化炭素中毒が毎年のように発生しており(工事現場では、電気がまだ来ていない段階で工事をするが多いため、発電用設備を使用することが多い)、臨検監督時に本条の基づく勧告を行うことが多い。

第 581 条(病原体の処理)は医療機関の廃棄物に関する法律が別途あるため、第 582 条(粉じんの飛散の防止)は粉じん則を適用するため、適用されることはない。

騒音について、まず、第 583 条の 2(騒音を発する場所の明示等)は、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成 4 年 10 月 1 日基発第 546 号)と併せて、実際に騒音現場でよく適用される。次に、第 584 条(騒音伝ばの防止)については、現場の作業状況に鑑みて、可能な範囲での措置を指導する。囲いが全くなされていない場合には法違反となるとして勧告をすることもあるものの、実際には何らかの措置を講じていることが多いため、ほとんどが囲っている設備の改善などの指導ベースになる。第 595 条(騒音障害防止用の保護具)は、騒音職場の作業者に耳栓を使用させるよう強力に指導を行う。

第 592 条の 2 から同条の 6(ダイオキシン)については、廃棄物の焼却施設は地方自治体(実際の作業は民間企業に委託)が行っていることから、測定、保護具の使用などはほぼ適正に

行われており、臨検監督時には確認を行う。

第 593 条(保護具)は、特別衛生規則について定められている事項以外の場面での適用となる。例えば、有機則では防毒マスク・送気マスクについて規定しているが、ゴム手袋や長靴などの皮膚障害防止などについては規定されていないため、本条の適用となる。その他の実際の適用場面として、ガス溶接やアーク溶接作業者の保護眼鏡、保護手袋の指摘が多く存在する。

1. 8. 2. 2. 2 有機則

有機溶剤は塗装に用いられるなど、多くの職場で使用しているため、有機溶剤を主眼とした臨検は計画的に行われている。有機則においては、局所排気装置、全体換気装置、防毒マスクの使用が特に重要であることから、必ず確認を行う(第 5 条、第 6 条、第 10 条、第 15 条、第 18 条、第 33 条)。また、人体に及ぼす作用等の掲示については、大臣告示で定められた表示があるため、必ず確認する(第 24 条)。さらに、本規則の適用にとどまらず、特に家内労働については、前述のヘップサンダル事件のような災害事例を用いて、有機溶剤のこわさを伝えることも重要となる。

1. 8. 2. 2. 3 特化則

特化物は、第 2 類物質、第 3 類物質の取扱い事業場の監督が最も多い。特化物も多くの職場で使用されているため、特化物を主眼とした計画的な臨検が行われている。最も重要なのは、第 2 類物質を取り扱っている場合に局所排気装置等の設置があるか否かになるため、必ず確認する(第 5 条)。また、必ず確認する事項としては、現場の作業管理状況が如実に分かるため、汚染されたばろ等を不浸透等の容器に入れているか(第 12 条の 2)、特別管理物質が人体に及ぼす作用を掲示しているか(第 38 条の 3)、労災認定の際に重要な資料となるため、特別管理物質取扱い作業者の作業の記録の作成保存(第 38 条の 4)が挙げられる。

1. 8. 2. 2. 4 鉛則

鉛の使用事業場は減少傾向にあるものの、鉛蓄電池製造事業場では作業環境測定の評価が管理 3 の事業場もあるため、依然として臨検監督が重要な状況である。本規則のうち中心的に確認する事項として、局所排気装置関連の条項(第 5 条、第 7 条、第 17 条、第 18 条、第 30 条)、除じん装置があるか否か(第 26 条、第 29 条)、防じんマスクの使用(第 58 条)などが挙げられる。

1. 8. 2. 2. 5 酸欠則

井戸、マンホール、タンクなど酸欠等の危険作業箇所はたくさんあるところ、酸欠、硫化水素中毒の危険性の認識がない事業場もあるため、酸欠危険作業(施行令別表 6)の作業場

には計画的に臨検監督を実施する。酒造・醤油等製造会社、建設中の工事現場(圧気工法、ビル工事など)、NTT のマンホールや地下の洞道、送電会社のマンホールや地下の送電線用隧道などが臨検対象となる。本規則では、第 5 条に基づく換気(酸素 21%以上、硫化水素 10ppm 以下の確保)が酸欠災害防止の基本となることから、必ず確認を行う。また、第 8 条(人員の点検)では氏名札を使用するなどの方法を指導、第 9 条(立入禁止)では酸欠場所である旨の表示をするよう指導を行っている。第 20 条(冷蔵室等に係る措置)では、非常照明があるかなどは指導ベースで行う。さらに、第 21 条(溶接に係る措置)は、大企業の製造工場でも認識が薄い条項である。

1. 8. 2. 2. 6 粉じん則

粉じん対象作業は多岐にわたることから、粉じん則のみを主眼とする臨検を行うよりも、工場の監督、建設現場の監督の際に併せて粉じん作業について確認することが多い。もっとも、陶磁器製造、鋳物製造、非鉄金属製品製造などは、粉じんを主眼とする臨検監督が実施される。粉じん作業については、注水や湿潤状態での作業としているか否かが最も重要となるため、重点事項として確認を行う(第 4 条)。また、防じんマスクの使用も、特に建設現場などにおいて確認がなされる(第 27 条)。

1. 8. 2. 2. 7 電離則

電離則の臨検対象は、医療機関(レントゲン技師や医師)、医療用エックス線の機械を製造している事業場、造船所などでのエックス線を使用しての非破壊検査、コンビナートなどでのイリジウム 192 などでの非破壊検査、紙製品等の厚み測定、原子力発電所が中心となる。計画的な臨検監督が行われるが、その数は多くはない。

1. 8. 2. 2. 8 四アルキル鉛則

四アルキル鉛は加鉛ガソリンを製造するコンビナートのみであり、実際の混入作業は、3 面が開放され、漏れてもわかるようにすべての面を白色ペンキで塗っており、作業着も白色の作業着で作業する。臨検のポイントは、防毒マスク、防護服の使用、シャワー、洗身用の薬品、除毒材の備え付けの確認である。

1. 8. 3 令和 2 年度厚生労働科学研究プロジェクトによる行政官・元行政官向け法令運用実態調査(三柴文典担当)

本条及び関係省令の条文が適用された事例について、行政官・元行政官より、以下のよう回答された。

①局所排気装置の未設置、呼吸用保護具の未着用、

②昭和 52 年、メッキ工場で、個別指導による立ち入りで有機溶剤の危険・有害性などの掲示が汚損され、且つ機械設備の陰に隠れている状況が現認されたことから、文書により

「掲示物の整備」と「掲示場所の位置変更」を行政指導した事例(有機則第 24 条)、

③(1)屋内作業場で塗装しているのに、局所排気装置が設置されていない、(2)局所排気装置が設けられていても、制御風速が足りない(いずれも有機則第 5 条の適用例)、

④保護衣、呼吸用保護具等の必要な保護具を使用せず、ガス等による健康障害を防止するための必要な措置を講じなかった(特化則第 5 条の適用例)、

⑤金属アーク溶接作業に従事させていたにもかかわらず、労働者に防じんマスクを使用させていなかったため、是正勧告を行った(粉じん則第 27 条の適用例)、

⑥ドラム缶に入ったホルムアルデヒドに薬剤を入れる作業を、労働者に鶏舎内でかつ送気マスク等の呼吸用保護具を使用させずに行っていたため、特化則第 38 条の 14 第 2 号違反を指摘した、

⑦立入禁止の表示をしていない(安衛則第 585 条(立入禁止等)の適用例)、

⑧石綿除去作業中、隔離養生（＊石綿繊維の飛散等を防ぐため、シート等で囲うこと）した屋内作業場で内燃機関(発電機)を稼働させたことにより労働者が一酸化炭素中毒になった(安衛則第 578 条の適用例)、

⑨「海上交通の事業場において、自社が所有する船舶のプロペラ修理のために、水中眼鏡と潜水スーツ、アクアラング(＝水中で呼吸できる自給式水中呼吸装置―注)のみを着用して海中に入ったが、いつまでも浮上してこないため搜索したところ、海底に沈んでいるところを発見された。水中時計、水深計、及び鋭利な刃物を携行させるほか、救命胴衣又は浮力調整具を着用させていなかった」(高圧則第 37 条の適用例)。

2 第 23 条

2. 1 条文

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

2. 2 趣旨・内容

2. 2. 1 趣旨

本条は、労働者の就業する作業場所、取扱操作をする機械、器具等の設備、取り扱う原材料、あるいは作業の性質に応じて、労働衛生面での十分な配慮がなされないとする、関係労働者は種々の健康障害を被ることとなるため、事業者健康障害の防止の措置を義務づけている規定であり、建設物その他の作業環境からみて必要な措置を定めたものである。

2. 2. 2 内容

2. 2. 2. 1 建設物等に関する必要な措置

本条は建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の不適切が原因で健康、風紀、生命の保持に支障が生ずることを防止することを目的とし、事業者が所要の措置を講じなければならないことを規定したもので、その対象は、労働者を就業させる建設物その他の作業場に限られることになる。

本条に関連する規則として重要なものとして、まず安衛則が挙げられる。同規則第 540 条は「事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。」(第 1 項)、「前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。」(第 2 項)として、「通路」の安全について定めている。また、第 543 条は「事業者は、機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅八十センチメートル以上のものとしなければならない。」として、機械間等の通路についての安全を定めている。

2. 2. 2. 2 事務所則

本条に関連する特別衛生規則としては、事務所則(昭和 47 年労働省令第 43 号)が挙げられる。事務所則の制定以前においては、都市の人口集中や技術の進歩によって建築物の大型化や気密化が急速に進められたものの、ビル内部の環境衛生についての関心があまり高くなかったことから、室内空気の汚染による頭痛、冷房病のような健康障害、飲料水の汚染や悪臭の発生、不完全なごみ処理に起因する害虫の発生など環境衛生上好ましくないことが数多くあった⁴⁵。また、事務所労働に関する衛生上の基準は、安衛則の第 3 編(衛生基準)の規定が適用されてきたものの、同規則第 3 編の規定は、坑内労働、粉じん作業、暑熱・低温作業、放射線業務等いわゆる有害業務といわれる労働態様に最もフィットしたもので、事務労働の衛生上の規定を主たる目的とするものではなかった⁴⁶。そこで、このような実情に対処し、事務所の衛生状態の改善を図るために定められたのが事務所則である

また、事務所則制定の背景には、以下の 3 つの要因があったことが指摘されている⁴⁷。

一つ目は、当時の労働行政が、労働衛生面について、「最低基準から快適基準へ」と変化しており、事務所則もその一環であったという時勢の変化であった。

次に、1964 年(昭和 39 年)7 月 8 日、国際労働条約機関(ILO)が、「商業及び事務所における衛生に関する条約(第 120 号条約)」を採択したことである。同条約は、同時に採択された「商業及び事務所における衛生に関する勧告」とあいまって、事務労働者の健康保持及び快適な作業条件の確保のため憲章的な役割を果たし、事務所則の制定において大いに参考にされた。

⁴⁵ 石井國博「事務所衛生基準規則の考え方」労働法学研究会報 931 号(1971 年(昭和 46 年))1 頁。

⁴⁶ 「新しく制定された事務所衛生基準規則の内容」労政時報 2091 号(1971 年(昭和 46 年))2 頁。

⁴⁷ 石井・前掲注 46 2-4 頁。

最後に、昭和 45 年 4 月 14 日、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)が公布され、同年 10 月 13 日から施行されたことである。この法律は、建築物の高層化、大型化、所有と管理と使用の分離化等により、これらの建築物における環境衛生上の維持管理については、必ずしも十分な配慮が払われていたとはいえず、空気調和設備や給排水設備の管理の不適による生理的障害や伝染性疾患の発生、ねずみ、こん虫等の発生その他環境衛生上好ましくない事例が指摘されたという実情から、不特定多数の者が使用し、または利用する建築物の維持管理に関して必要な事項を定め、公衆衛生の向上を図るために制定された⁴⁸。

同法の制定に触発された労働省は学識経験者からなる労働環境技術委員会を設置し、労働環境改善の技術的事項について検討を行った。そこでの検討結果を取りまとめ、昭和 45 年 11 月 27 日、労働省は中央労働審議会に対して、「事務所等の用途に供する建築物の衛生基準規則案要綱」について諮問し、同規則案要綱によることが適当である旨の答申を得、事務所則(昭和 46 年労働省令第 16 号)として公布制定された⁴⁹。

そして、昭和 47 年の安衛法の制定に伴い、同法の省令として、改めて事務所則(昭和 47 年労働省令第 43 号)として制定された。この規則は、従来の事務所則を ILO 条約第 120 号に照らすなどして全面的に検討を加え、騒音・振動の防止、十分な飲料水の供給、被服の乾燥設備の設置等の規制を追加して充実整備し、事務所における衛生基準をより適切にしたものである⁵⁰。

事務所則とビル管理法との適用関係について最も問題があるのは、ビルの中にある事務所である。ビル管理法にいう特定建築物(=事務所等の用途に供される部分の延べ面積が 5,000 m²以上の建築物(他の用途に供される部分の延べ面積が事務所等の延面積の 10%を超えるものを除く)等のこと(同法施行令第 1 条))の中の事務所に対する職権の行使については、旧労働省と旧厚生省で覚書を交わしており、①ビルの用途が、もっぱら事務所の用途に供されるものである場合には、主として労働省側において職権を行使する、②もっぱら事務所以外の用途に供されている建築物については、厚生省側において職権を行使するとされている(昭 44.5.15)⁵¹。

その後、①技術改良等により、中央管理方式以外の空気調和設備等が比較的規模の大きな建築物においても導入されるようになってきている中で、換気量が十分に確保されず、室内空気の汚染が懸念される等の問題が指摘されたこと、②建築物の気密性の向上、化学物質を放出する多くの建築材料等の普及に伴い、ホルムアルデヒド等の化学物質による室内空気の汚染、それによる健康影響への指摘がなされたことから、2004 年 3 月に、空気環境の調整が必要な対象機器の拡大、ホルムアルデヒドに係る基準の設定及び測定等が新た

⁴⁸ 「新しく制定された事務所衛生基準規則の内容」・前掲注 47 3 頁。

⁴⁹ 「新しく制定された事務所衛生基準規則の内容」・前掲注 47 3 頁。

⁵⁰ 中央労働災害防止協会編『事務所衛生基準規則の解説』(中央労働災害防止協会、2005 年(平成 17 年))7 頁。

⁵¹ 井上浩『労働安全衛生法』(北樹出版、1978 年(昭和 53 年))345,346 頁。

に加えられる内容の規則改正がなされている⁵²。

事務所則における危害防止基準としては、第 2 章において事務所の環境管理 (第 2 条～第 12 条)、第 3 章において清潔 (第 13 条～第 18 条)、第 4 章において休養 (第 19 条～第 22 条) の定めが設けられている。各章の概要は以下のとおりである⁵³。

まず、事務所の環境で、多くの働く人がいると問題になる室の狭さ、換気、一酸化炭素の含有量の改善が必要となるため、第 2 章の環境管理は、気積、換気、温度、空気調和設備等による調整、燃焼器具、作業環境測定・測定方法、照度、騒音及び振動の防止について規定している。

次に、第 3 章の清潔は、事務所における清潔を保持するための事項として、飲用・食器洗浄用の給水の基準、排水設備の補修と掃除、日常の定期の清掃及びねずみ等の防除、廃棄物の処理、便所の所要数及び構造要件ならびに洗面用施設と更衣設備の設置について規定している。

第 4 章の休養は、事務作業に伴う疲労の防止などを図るため、休憩室の設置、睡眠や仮眠の設備とそのための寝具の備付け、休養室の設置、ならびに持続的立作業における椅子の設置について規定している。

2. 2. 2. 3 罰則

事業者が、本条に違反して必要な措置を講じない場合には、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる (安衛法第 119 条 1 号)。

2. 3 沿革

工場法 (明治 44 年 3 月 29 日 法律第 46 号)

・第 13 条「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及付属建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」

工場危害予防及衛生規則 (昭和 4 年 6 月 20 日 内務省令第 24 号)

・第 31 条「地方長官ハ衛生又ハ危害予防上必要ト認ムルトキハ工場及付属建設物ノ採光、換気ノ為窓面ノ増加又ハ照明装置其ノ他適當ナル処置ヲ命ズルコトヲ得」

・第 32 条「工場ニハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備フベシ但シ作業ノ性質上傷害ノ虞ナキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

救急具及材料ノ備付場所及使用方法ハ之ヲ従業者ニ周知セシムベシ」

・第 33 条「食堂、炊事場及食器ハ常ニ清潔ニ保ツベシ

食堂及炊事場ニハ工場法施行規則第八条第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得

⁵² 中央労働災害防止協会編・前掲注 51 5 頁。

⁵³ 労働と医学編集部「事務所衛生基準規則の解説」労働と医学 103 号 (2009 年 (平成 21 年)) 41-44 頁。

ズ」

- ・第 34 条「更衣所及浴場ハ之ヲ男女用ニ区別スベシ」
- ・第 35 条「地方長官ハ前各条ニ定ムルモノノ外工場及附属建物並設備ガ危害ヲ生ジ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命ズルコトヲ得」
- ・第 36 第「九条ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十一条ノ場所ニ於テ喫煙ヲ為シ其ノ他濫リニ火氣ヲ使用シタル者ハ科料ニ処ス」

労基法旧第 43 条

「使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附属建設物について、換気、採光、照明、保温、防湿、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。」

本条も第 22 条と同様に、工場法第 13 条が前身となっている規定である。そして、工場危害予防及衛生規則が、工場及びその附属建設物の採光や換気など、建物その他の建設物の欠陥から生じる危険を列举して、詳細な定めを置いていることも第 22 条の沿革と同様である。

労基法旧第 43 条が建設物を危害防止の対象として、使用者に危害防止の義務を規定し、その具体的内容は労基法旧第 45 条の命令に委任されていた。本条は労基法旧第 43 条に相当する規定である。

2. 4 背景となった災害

本条も、前条と同様に、労働者の健康、風紀、生命の保持に支障を生じる建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境を抽象的かつ広範囲で列举していること、そして具体的な内容は関連規則に委ねられていることから、本条に定める危害防止基準を制定する際に背景となった災害を特定することは困難であると思われる。

しかし、工場危害予防及衛生規則の時代から本条と同様の規定が置かれていることから、建設物や作業環境において労働者の健康や生命に危害を及ぼす要因は時代を越えて共通するものであるといえる。

また、本条との関連する特別衛生規則である事務所則は、都市への人口集中や技術の進歩に伴い新たに生じた問題に対応するために制定された規則であり、時代背景を反映して展開した条文である。

2. 5 関連判例

2. 5. 1 刑事事件

2. 5. 1. 1 M 製作所(労働安全衛生法違反被告)事件・千葉簡判平 13.4.13 労判 835 号 86 頁、東京高判平 14.3.22 労判 835 号 80 頁(安衛法 23 条、安衛則 540

条にいう「通路」の解釈)

<事実の概要>

被告人 Y1 社(以下、「Y1 社」)は、コンベア等輸送機の製作、備付け等の事業を営むものであり、被告人 Y2(以下、「Y2」)は Y1 社の取締役であった。

Y1 社は F 製作所から K 県経済農業協同組合連合会(以下、「農協連」)M 精米工場設備増設工事の製品タンク等の設備工事を請け負い、Y2 が Y1 社の工事の施工及び安全管理全般の統括をする現場責任者となった。

平成 11 年 8 月 29 日の作業中、機械室内に設置された長さ約 41 センチメートル、幅約 85 センチメートルにわたる開口部(1 階のコンクリート床からの高さ約 9.1 メートルで、その間は中空、以下「本件開口部」)が生じたため、Y2 は麻ロープを 2 本張らせるなどし、そのロープに白い布を結び付けさせて、従業員とともにその場を離れた。その後、増設機器の電気系統を点検しにきた他社の労働者が、前記ロープをくぐり、本件開口部をまたいで通ろうとした際、本件開口部から 1 階のコンクリート床に転落して間もなく死亡した。

この事故について、Y1 社らは安全衛生法令上の措置義務違反(安衛法第 23 条、第 27 条(安全措置義務)、安衛則第 540 条 1 項(安全通路保持))により起訴された。

第一審判決は、「本件床面は、元々、経済農協連により、作業場(機械室)内で各種機器の保守・点検場所を順次移動するために設けられた本件通路の一部を形成していたものであり、Y2 らが本件床面を足場として据付作業をしていた間は、一時的には規則 544 条〔安衛則一注〕にいう作業場の床面として利用されたとしても、その作業終了後は、本件通路は、全体として本体等工事、電気工事、保守・点検等をするための通路としての機能を回復し、それらに従事する労働者の使用に供されていたのであるから、本件床面は、規則 540 条にいう『通路』に該当することは明らかである」。

「Y1 社は、本体等工事中、本件工場内で既存の通路に改変を加えた事業者(施工業者)として、規則 540 条により、配下の派遣労働者やその他工事及び本件工場関係者らが使用するための通路を有効に保持すべき措置義務を負っていたところ、Y2 は、本体等工事に関し被告人会社の現場責任者として常駐し、本件開口部の危険性を承知している者として、法 122 条〔安衛法一注〕により、右規則違反に該当する行為をしてはならない義務を負っていないが、本件開口部を放置して右義務に違反したものであるから、Y1 社は、Y2 の行為により、右措置義務違反の責めを免れないというべきである」として、Y1 社を罰金 15 万円に、Y2 を罰金 15 万円に処すると判示した。

これに対して、Y1 社及び Y2 社が控訴した。

<判旨>

安衛法第 23 条における通路の意義を検討すると、安衛法は、「そもそも、労働者の安全と健康を確保することなどを目的とするものであり(1 条)、同規則において、540 条 1 項で『事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。』と規定した上で、通路であ

ることの表示(540 条 2 項)、通路の照明(541 条)、屋内に設ける通路の幅、通路面の状態(542 条)、機械間の通路の幅(543 条)等、通路の安全を確保するための基準を示していることにかんがみれば、通路とは労働者が通行する場所をいうと解するのが相当である。」

Y2 と A ら 3 名は、「網状鋼板を取り付けるため、足場板を取り外して本件開口部を生じさせたが、この時点では、本件開口部は Y1 社の労働者が作業をなす場所であって、ここで作業中の労働者以外に、工場内で働く Y1 社の労働者はそもそもいないから、本件開口部は通路に当たらない。その直後、忘れていたコーキング作業を思い出し、麻ロープを張った上で、それぞれその場を離れ、コーキング作業が終わり次第、その場に戻って網状鋼板を取り付けることにしたわけであるが、この時点では、本件開口部は Y1 社の労働者が作業をなす場所ではなくなったとはいえ、……工場内で働く Y1 社の労働者は、Y2 を除けば A ら 3 名だけであるから、それ以外の Y1 社の労働者が本件開口部を通行することはあり得ず、A ら 3 名がコーキング作業中に戻ってきて本件開口部を通行することも考え難いから、本件開口部は通路に当たらないというべきである。そして、コーキング作業終了後に A ら 3 名が本件開口部に戻ってくれば、網状鋼板を取り付けることになるから、その時点では A ら Y1 社の労働者全員の作業する場所となり、それ以外の労働者が通行することもあり得ず、通路になるわけではない。実際には、本件開口部を農協連職員の B や I 電からの依頼を受けた C が通行し、あるいは通行しようとしたが、これらの者は Y1 社の労働者ではないから、これらの者が通行することがあるとしても、Y1 社の労働者にとっての通路になるわけではない。」

2. 6. 1. 2 検討

本件は、開口部が安衛法第 23 条における「通路」に当たるか否かは、開口部が生じた以後の時点によらずとして、3 つの時点につき検討し、いずれも「通路」には当たらないと判示する。この判示において重要となるのは、開口部が生じた以後の時点、かつ Y1 社の労働者を基準に「通路」という概念を検討していることであり、地裁判決と高裁判決の結論を分けたポイントである。本件について学説には、Y1 社と Y2 にとって、「通路か否かの判断を、本件開口部が生じた後の時点に限り、事故が配慮すべき労働者に関してのみ行うのではなく、開口部が生じた以前の状況や第三者の行動まで考慮に入れて行うべきとすることは、厳格であるべき刑事事件の判断として妥当ではなかろう」との見解が見られる⁵⁴。

もっとも、また、判旨によると、同一の場所が「通路」であるか否かはその時点の労働者の作業状況次第であることになるが、このように解するとどの時点において当該場所が「通路」に当たるかについての判断が事業者にとって予見することが難しいケースが存するであろう点は課題となろう。

本件は刑事事件であるため、事件の処理としては妥当であると思われるものの、安衛法が労災の予防を目的としていることに鑑みると、同事件のように多数の関係者(工場の所有

⁵⁴ 小畑史子「労働安全衛生法 23 条の『通路』の意義」労働基準 55 巻 2 号(2003 年(平成 15 年))22 頁。

者、元請、複数の下請など)が同一場所で作業をする際に、どのように企業横断的な労災防止対策をすべきかについては検討する必要性があろう。同事件は、ある下請会社の作業が原因で他社の労働者が被災した事件であるところ、民事訴訟であれば、開口部を放置することにより工場内で作業する誰かが転落する危険性があることによって Y1 社らの民事責任が認められうる。しかし、そうした救済はあくまで発生した事故に対する責任であり、労災の発生を防ぐためには関係当事者間の連携と責任(刑事責任も含めて)の明確化が必要であると考えられる。同事件のように普段から工場内で作業する多くの者が通路として利用する場所等は、当該場所で直接的に作業する労働者のみでなく、工場内で作業する者すべてにとって危険が生ずることとなるため、特に対策が重要となろう。

2. 5. 2 民事事件

2. 5. 2. 1 内外ゴム事件・神戸地判平 2.12.27 労判 596 号 69 頁(安衛法、同規則、有機則に定める使用者の義務との安全配慮義務)

<事実の概要>

原告 X(以下、「X」)は、昭和 40 年に被告 Y 社(以下、「Y 社」)の作業員として採用され、昭和 45 年から昭和 52 年末までの大部分の期間、トルエン、ヘキサン等の有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務に従事していた。

有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務を行っていた各作業場は換気が悪く、また X から労働者は保護具を着用せずに作業をしていたため、高濃度の有機溶剤に曝露する作業環境であった。X は、体調不良により診療所を受診したところ、医師は、X は Y 社の業務に起因して、慢性有機溶剤中毒に罹患したものであり、その発症時期は遅くとも昭和 52 年ころであると判断した。

そこで、X は Y 社に対して安全配慮義務違反を根拠として損害賠償を請求した。

<判旨>

安衛法、安衛則並びに有機則の各規定は、「いわゆる行政的な取締規定であって、右各規定の定める義務は、使用者の国に対する公法上の義務と解される。

しかしながら、右各規定の究極的目的は労働者の安全と健康の確保にある(労安法 1 条参照。)と解するのが相当であるから、その規定する内容は、使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容ともなり、その規準になると解するのが相当である。」

「本件において、Y 社は X に対し右各規定の内容に則し次の具体的安全配慮義務を負っていたと認めるのが相当である。

(イ) 原告の従事する本件各作業場内の有機溶剤曝露を最小限にするため、右作業場に所定の規模・機能を持った局所排気装置を設置すべきであった。(労安法第 22 条、第 23 条。有機規則第 5 条、第 14 条ないし第 18 条)

(ロ) 呼吸用保護具(防毒マスク)、保護手袋等適切な保護具を備えるべきであった。(労安規

則第 593 条、第 594 条。有機規則第 32 条ないし第 33 条)……」。

「Y 社は、X が本件各作業に従事中同人に対し負っていた具体的安全配慮義務に違反し、同人をして本件有機溶剤中毒に罹患せしめたというほかはない。」

2. 5. 2. 2 検討

本判決は、安衛法及びそれに紐付く安衛則や有機則の規定は、行政取締規定だが、その目的の一致から、使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容となるとした上で、Y 社の安全配慮義務違反を認めた。

本件では、局所排気装置の設置（安衛法第 22 条、第 23 条。有機則第 5 条、第 14 条ないし第 18 条）、呼吸用保護具（防毒マスク）、保護手袋等適切な保護具の具備（安衛則第 593 条、第 594 条、有機則第 32 条ないし第 33 条）、有機溶剤の特性・毒性・有機溶剤中毒の予防にかかる安全衛生教育（安衛法第 59 条、安衛則第 35 条）、適切な特殊健康診断（有機則第 29 条、第 30 条）、必要な作業環境測定と結果の記録（安衛法第 65 条、施行令第 21 条、有機則第 28 条）、有機溶剤のリスクと取扱上の注意事項、中毒発生時の応急処置等の掲示（有機則第 24 条、第 25 条）が同義務の内容となるとした上で、いずれも（適切に）実施されなかった（局所排気装置は一切設けられず、保護具は十分に用意されず、全く着用されず、教育指導はされず、特殊健診は適正になされなかった）とされた。

本判決で特徴的なのは、法定の測定は一応行われ、個々の有機溶剤は許容濃度内だったことを認めつつ、個人サンプラーを活用した正確なばく露濃度測定、複数の有機溶剤の相加作用の評価等も同義務の内容だったが果たされなかったとされた点にある。

すなわち、たとえ作業環境測定の結果が目安となる基準範囲内でも、“結果よければ全てよし”ではなく、本来講じられるべき対策を怠っていた場合、その目安となる基準自体が疑われ、違法扱いされ得るということである。

2. 6 適用の実際

2. 6. 1 統計資料

違反による送検件数を記した厚生労働省労働基準局準監督課「労働基準関係違反に係る公表事案(令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日公表分)」によると、安衛法第 23 条違反は 2 件(いずれも安衛則第 540 条違反)であった。同「労働基準関係違反に係る公表事案(令和 3 年 11 月 1 日～令和 4 年 10 月 31 日公表分)」によると、本条違反は 1 件(安衛則第 540 条違反)であった。また、是正勧告を典型とする違反指摘件数を記した『平成 30 年年報』によると、安衛法第 20 条～第 25 条の違反状況において、安衛則違反は 438 件、本条と関連性が強い事務所則違反は 8 件である。『平成 31 年・令和元年年報』によると、安衛則違反は 369 件、事務所則違反は 8 件であった。『令和 2 年年報』によると、安衛則違反は 382 件、事務所則違反は 9 件であった。なお、この統計は安衛法第 20 条～第 25 条違反の件数であるため、本条違反の件数は不明である。

さらに、『平成 30 年年報』によると、本条の「送検事件状況(平成 30 年)」は 4 件で、『平成 31 年・令和元年年報』によると、本条の「送検事件状況(平成 31 年・令和元年)」は 4 件であった。なお、『令和 2 年年報』の「送検事件状況(令和 2 年)」には、本条違反に関する記述はなかった。

2. 6. 2 インタビュー

2. 6. 2. 1 臨検監督の実際

本条を主眼とする臨検監督はなく、通常の臨検監督時に併せて確認する。その際には、通路、床面、階段等の保全関係については留意するものの、換気、採光、照明、保湿等の衛生基準関係についてはあまり重視していない状況にある。特に、通路の確保は転倒災害防止につながるため、重点的に確認する。

2. 6. 2. 2 各規則における適用の実際

2. 6. 2. 2. 1 安衛則

まず、通路の確保は、すべての安全の基本となるため、工場、建設現場、事務所などすべての事業場の臨検監督時に確認を行う。工場では、白線などで表示しているか、工事現場では床に表示したり、パイロンや単管などで区画したりしているかどうかを確認する。建設業では、通路の確保は重点的に指導している(第 540 条)。次に、通路面に突起物はないか、滑りやすすかないか、踏み抜きはないか、上方 1.8m 以内に蛍光灯などの障害物はないか、作業場の床面の確認(第 542 条、第 544 条)、通路の幅は 80cm 以上あるか(第 543 条)も確認する。

危険物取扱作業場に 2 箇所以上の出入り口があるかの点については、従来、危険物を取り扱っていなかった室を取扱作業場に変更した場合に、違反となる事例がある(第 566 条)。

照度(第 604 条)は、工場などの機械の手元の照度が重要となるが、300lx では暗く実際には 500lx 以上は確保されている。ただし、近時、建設現場における下請の作業現場や手元の照明器具を元請が設置せずに、全体的に暗い場合があり、下請が自ら調達、持参しなければならない状況にあることから、建設現場での照度の確保は臨検監督時に必ず指導する。その際は、規則の 150lx、300lx に関係なく、照明を確保するよう指導する。また、採光及び照明については、6 か月ごとの点検が義務付けられているものの、点検内容が不明であることから、適用例はほとんどない(第 605 条)。

そのほか、休憩室等は、ビル内にある店舗などの第三次産業については違反が見られることがあり、労働者にとって休憩室は重要な事項であることから、必ず確認を行う(第 618 条)。第 619 条の清掃の実施はほとんど死文であり、適用例は聞いたことがないとのことである。

2. 6. 2. 2. 2 事務所則

気積は事務所で違反が認められることがあるため、労働者が多数いる室については計算する(第 2 条)。照度については、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」(令和元年 7 月 12 日基発 0712 第 3 号)に基づき、パソコンの作業についてガイドラインの基準を満たしているかどうかを中心に調べるものの、VDT 作業(=液晶等の画面表示機器と、キーボードやマウス、タッチ画面等の入力機器による情報端末を使用する作業)での照度が問題となることはほとんどない(第 10 条)。休養室については、その有無及び男性用、女性用の区別を確認する(第 21 条)。

2. 6. 3 令和 2 年度厚生労働科学研究プロジェクトによる行政官・元行政官向け法令運用実態調査(三柴丈典担当)

本条及び関係省令の条文が適用された事例について、行政官・元行政官より、以下のよう

に回答された。

①安衛則第 53 条の適用により、健康管理手帳の交付が労働者にされたとき、管理に困ることが想定される(携帯電話のアプリ等に連結させたほうが、管理・保存がしやすい)、

②平成 2 年、労働者数が 50 名を超える製造業の事業場への立ち入りで、休養室が男女別に設置されていないことから、改善されるまでの間は、打ち合わせ室の一部を転用するなどの緊急措置を指導し、しっかりと出入口、及び室内の区画をレイアウトし、男女別に休養室を整備し、鍵を設けて管理されるなどについて、文書交付により行政指導を実施した(事務所則第 21 条)。

③工場内に設置された安全通路が形骸化しており、労働者が移動に際して、安全通路ではない積み上げられた資材の上を跨いでショートカットして通行している状況を確認したため違反を指摘し、是正報告においては、当該箇所の通行に際しては、安全通路を通行するように徹底させるとの報告はあった(安衛則第 540 条の適用例)。

④事業場の敷地内で、凍結した地面(アスファルト)で転んで頭部を打って労働者が死亡した事例について、路面凍結防止剤を使用していなかったとして本条を根拠に是正勧告(可罰性の有無に問題があったため、罰則は適用していない)を行った(安衛則第 544 条)という回答があった。

ただし、安衛則第 540 条の「通路」については、「安全な通路」が曖昧であり、労働災害があれば安全な通路ではなかったとして違反を指摘するが、「安全な」の程度を明らかにすべきとの意見や、③の回答において、その後に同工場の臨検を実施した際に、積み上げた資材を跨ぐ労働者を確認したものの、通路ではなく、作業のために資材を跨いでいた状況であったため違反として適用しなかった事例も挙げており、作業場内における移動箇所を「通路」として認定して適用した事例と適用しなかった事例があったことの記載があり、現場での適用が困難な条文であることがうかがえる。

3 第 24 条

3. 1 条文

第二十四条

事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3. 2 趣旨・内容

3. 2. 1 趣旨

本条は、労働者の作業行動から生じる労働災害を防止するため、事業者が必要な措置を講ずべきことを定めたものである。労働者の危険又は健康障害を防止するために、事業者が必要な措置を講ずべきことを法第 20 条から前条までにおいて、様々な観点から定めているが、それらの措置によっても作業上の危害要因のすべてが排除されるものではない。

特に、ある種の労働災害は、行動様式を確立し、それに従って労働者が正確に行動しなければなかなか防止できない。例えば、重量物の運搬に伴って起こりやすい腰痛症による健康障害もその一つであり、この腰痛症の防止は、労働者が行動様式を厳重に守ることによって確保することができる場合が少なくない。事業者は、こうした種類の労働災害をも防止するため、適切な措置をとるべきことが義務付けられたものである。

3. 2. 2 内容

本条の規定により事業者が講ずべき措置の具体的内容については、厚生労働省令により規定し得ることとされているが、従来、例えば、重量物取扱い作業における腰痛の予防を図るため、①自動化、機械化、作業速度の調整等による運搬作業の省力化と改善、②取扱い重量の軽減と負担均一化、③荷姿の改善と重量等の明示、④作業姿勢、作業台の活用等、⑤取扱い時間及び量の適正化、⑥作業方法の教育、などについて行政指導が行われている(昭 45.7.10 基発第 503 号「重量物取扱い作業における腰痛の予防について」)⁵⁵。

職場における腰痛対策については、前述の通達と「重症心身障害児施設における腰痛の予防について」(昭 50.2.12 日基発第 71 号)により当該業務従事者に対する腰痛予防対策を示し、その指導に努めてきた結果、腰痛の発生件数は着実に減少したものの、業務上疾病全体に占める割合も約 6 割と、依然として高い状況にあった。そこで、広く職場における腰痛の予防を一層推進するための対策として、調査研究結果を踏まえた「職場における腰痛予防対策指針」を定めるとともに、前述 2 つの通達は廃止された(平 6.9.6 基発第 547 号)⁵⁶。その後、福祉・医療分野における介護・看護作業、長時間の車両運転や建設機械の運転の

⁵⁵ ここまでの記述は、労務行政研究所・前掲注 2 444, 445 頁に基づく。

⁵⁶ 中央労働災害防止協会安全衛生情報センターの web サイト (<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-35/hor1-35-10-1-0.htm> ; 最終閲覧日 2021 年 12 月 18 日)

作業等を対象に、広く職場における腰痛の予防を一層推進するため、「職場における腰痛予防対策指針」の改訂を行った(平 25.6.18 基発第 0618 第 1 号)⁵⁷。

3. 3 罰則

事業者が、本条の規定に違反して必要な措置を講じない場合には、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる(法第 119 条第 1 号)。

3. 4 沿革

作業行動から生ずる労働災害を防止するための措置について、工場法及び旧労基法に関連する一般的な規定はなかった。しかし、安衛法が制定される 15 年以上前の論文⁵⁸には、産業災害の原因別統計によると全体の 75～80%が作業行動災害に属するとの記述が見られ、すでにこの時点で作業行動から生じる労働災害への対策は重要な課題であったことがうかがわれる。

安衛法制定時の第 68 回通常国会衆議院社会労働委員会における議論を見ると、作業行動から生ずる労働災害の防止に関連する発言としては、「腰痛症にはいろいろな原因が考えられるのでありますが、作業行動から生ずるものが少なくございませんし、……今後ともさらに十分な検討をいたしまして、それにより適切な有効な措置の実施をはかるために、必要なものにつきましては、技術上の指針なども検討し、公表することも、ただいま検討しておるところでございます」(昭和 47 年 4 月 12 日渡邊健二委員)や「この法律で防止しようとしております労働災害は物的施設の不備あるいは作業行動によって生ずるすべてのもの、広く労働者の就業にかかわる要因に起因するものも含むものであります」(昭和 47 年 4 月 25 日塚原俊郎国務大臣)などが挙げられる。

当初の安衛法案では、本条文は第 25 条であったが、事業者の労働者を退避させる義務(現行第 25 条)が設けられたため、本条文は第 24 条として規定されることとなった。

3. 5 背景となった災害

本条は労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するために、正確に行動することを労働者に求める規定であるという性格上、特定の災害が本条の制定背景にあるとは考えがたい。

3. 6 関連判例

3. 6. 1 腰痛

3. 6. 1. 1 信濃運送事件・長野地判平 19.12.4 労判 967 号 79 頁(腰椎間板へ

⁵⁷ 中央労働災害防止協会安全衛生情報センターの web サイト
(<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-54/hor1-54-36-1-0.htm> ; 最終閲覧日 2021 年 12 月 18 日)

⁵⁸ 高梨湛「作業行動災害の防止策」労働基準 7 巻 6 号(1955 年(昭和 30 年))5 頁。

ルニア、腰部脊柱管狭窄と安全配慮義務)

<事実の概要>

被告 Y 社(以下「Y 社」)の従業員としてトラック運転の業務に従事していた原告 X(以下「X」)は、25kg の箱を 130 箱、20kg の袋を約 500 袋、30kg の袋を約 330 袋などの積み込みを常時、補助者を付けずに 1 人で行っていた。X は平成 11 年 7 月 19 日、荷卸し作業中に腰に激痛を感じ、入通院治療を受けた。X は、椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄の後遺症を負い、平成 14 年 10 月 30 日、長野労基署から労災認定を受けた。

X は、Y 社が安全配慮義務を行った結果、腰部の後遺症を負ったと主張し、損害賠償を請求した。

<判旨>

「X が Y 社において従事していたトラック運転と荷積み・荷卸しの労働は腰に負担がかかり、その程度が重ければ、椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄等の腰部の障害を生じさせる可能性のあることは明らかである。したがって、Y 社としては、雇用契約上の安全配慮義務として、X の従事する労働を原因として腰部に障害を生じさせないようにする注意義務を負っていたといえる。」

そして、平成 6 年 9 月 6 日付「職場における腰痛予防対策の推進について」と題する旧労働省の通達は、「旧労働省において、広く職場における腰痛の予防を一層推進するための対策として旧労働省の委託を受けた中央労働災害防止協会による調査研究を踏まえて定められ、事業者には周知すべきものとされていること」、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」は、「トラック運転者の労働条件の改善を目的にして策定されたものであることが認められるから、これら通達、大臣告示は、当然、事業者において遵守することが望まれるものである。もっとも、通達において定められた事項は多岐にわたり一般的抽象的なものや過分の手間・費用を要するものもあるし、労働大臣告示で定められた労働時間も一種の目安であるから、その違反が直ちに雇用契約上の安全配慮義務違反となるものではないが、その趣旨、目的からいって、違反の程度が著しかったり多項目にわたったりするような場合には、雇用契約上の安全配慮義務違反となると考えられる。」

旧労働省「職場における腰痛予防対策の推進について」やその解説では、「トラックへの荷積みや荷卸しの際に適切な補助具を導入することが腰痛予防のための人間工学的対策とされているところ、……被告においてはこうした人間工学的な対策がとられたとは認められず、「補助具として、昇降作業台、足踏みジャッキ、サスペンション、搬送モノレールなどが例示されているところ、これらの中には導入に過分の手間や費用がかかるものもあるから、これらを導入しないことが直ちに安全配慮義務違反になるとはいえないが、少なくとも X の主張する台車の導入は容易であったはずであり、この点に関し、Y 社の安全配慮義務違反を否定することはできない。」

3. 6. 1. 2 検討

本件は、重量物の荷積み・荷卸しにより腰痛を発症したトラック運転手が安全配慮義務違反を争った事件である。

前述のとおり、職場における腰痛対策については旧労働省及び厚労省の通達が出されているところ、本判決においても、Y 社の安全配慮義務違反の有無を判断するにあたって、旧労働省の通達の趣旨及び目的が基準とされている。腰痛の発症に対する安全配慮義務違反が争点となった従来の裁判例においても、本件と同様に、旧労働省「職場における腰痛予防対策指針」に言及するものがある。おきぎんビジネスサービス事件・那覇地冲縄支判平 18.4.20 労判 921 号 75 頁は、この通達を「行政的な取締規定に関連するものである」としつつも、「その内容が基本的に労働者の安全と健康を確保するためのものであることに鑑みれば、使用者の労働者に対する安全配慮義務の内容を考える際の基準となるもの」と位置づけている。また、前述旧労働省「重量物取扱い作業における腰痛の予防について」を安全配慮義務の内容を定める際の基準とする裁判例も見受けられる(佐川急便(損害賠償請求)事件・大阪地判平 10.4.30 労判 741 号 26 頁、中国ピアノ事件・広島地判平元.9.26 労判 547 号 6 頁、ヤンマーディーゼル事件・神戸地尼崎支昭 60.2.8 労判 448 号 31 頁など)。裁判例を踏まえると、腰痛予防対策については、通達の内容に従った措置を講じることで安全配慮義務を履行することができるものと解される。

他方で、労働者の健康保持が十分ではなかったり、自らの発意であえて過重労働となる作業に従事したりするなど、疾病の発症や増悪について考慮すべき事情がある場合(前掲ヤンマーディーゼル事件)や、使用者の指定する産業医の受診を拒否するなど会社の健康管理に協力しなかった場合(空港グランドサービス・日航事件・東京地判平 3.3.22 労判 586 号 19 頁)には、それらの事情は過失相殺され、損害額を減額する根拠となりうる。

3. 6. 2 転倒

3. 6. 2. 1 大成建設ほか事件・東京地判昭 61.12.26 判タ 644 号 161 頁(転倒死亡事故と元請会社の安全配慮義務違反の有無)

<事実の概要>

訴外 A(以下「A」)は被告 Y2 社(以下「Y2 社」)の建設現場作業員として働いていた。被告 Y1 社(以下「Y1 社」)は訴外 B 社から増設工事(以下「本件工事」)を請け負い、そのうちの基礎工事等を Y2 社に下請けさせていた。

A は、昭和 59 年 2 月 1 日、本件工事現場で Y2 社の従業員の指示を受けて補助作業(以下「本件補助作業」)をしていた際に足を滑らせて転倒し、付近にあったコンクリート製パイプ状パイルから突出していた鉄筋の一本に右顔面を打ちつけ、頸髄損傷の傷害を負って死亡した(以下「本件事故」)。

A の妻及び子である原告 X らは、Y1 社らの安全配慮義務違反を根拠に損害賠償を請求した。

＜判旨＞

「Y1 らは、いずれも本件事故発生当日の前記本件事故現場の状況をつぶさに掌握していたものであるが、A に本件補助作業を行わせるに際して、前記補助作業の危険性を全く認識しておらず、これが回避のために作業工程について具体的指導を与えたことはなかつた。なお、前記のとおり、Y1 らは、定期的に安全集会なるものを開いていたが、右集会の内容は、作業手順に関する事項や安全に関する一般的注意事項を与えていたにすぎず、本件転圧作業ないし本件補助作業に言及したことは全くない。」

「Y1 らは、自らの支配監督下にある建設工事現場において、A に本件補助作業を命じ、A からその労務の提供を受けていた関係上、実質的には A の使用者ともいうべく、Y1 らと A との間には、雇用関係に類似ないし近接する特別な使用従属的法律関係を認めるのが相当というべきである。したがって、Y1 らは、右法律関係に付随する義務として、A に対し、本件転圧作業ないし本件補助作業を行わせるに当たり、その生命、身体及び健康に対する安全を配慮すべき義務を負っていたものと解すべきであるところ、右安全配慮義務の具体的内容は、作業現場の状況、作業員の作業内容等の具体的状況に応じて個別的に指定されるべきものであって、必ずしも実定法上使用者の配慮すべき義務として規定されているか否かによって左右されるものではないから、その作業現場の状況、作業内容等に照らして A の生命、身体、健康に対する危険の発生が客観的に予見される以上、右危険を防止ないし除去するための人的、物的措置を講ずべき安全配慮義務を負っているものと解すべきである。」

Y1 らは、「定期的な安全大会の開催などを通して、一応作業員の安全に対する配慮を払っていたことはうかがわれるものの、本件補助作業に伴う前記危険に対しては、全くこれに意を払うことなく、漫然と従来慣行に従って作業を行わせ、前記の具体的な安全配慮義務を懈怠したため、本件事故の発生を防止しえなかつたものというべきであるから、Y1 らは、本件事故によって生じた損害を賠償すべき責任があるものといわざるをえない。」

3. 6. 2. 2 検討

本件は、本件事故現場の状況を掌握していたものの、本件補助作業にかかる危険性を認識していなかった Y1 社らに対して、

本件事故が発生する危険が客観的に存在し、かつ、当該危険は容易に予見できたとして、現場作業員に対してかかる危険ないしこれを回避する適宜の措置を周知徹底させ、当該危険を回避しあるいは当該危険に対し適切な対応が行えるよう安全教育を施すべき具体的な注意義務を負っていたとして Y1 社らの A に対する安全配慮義務違反を認めた事例である。

本件では本件補助作業における危険を認識していなかったため、これを回避するための具体的指導を与えていなかったものの、定期的に安全集会を開催することにより、作業手順に関する事項や安全に関する一般的注意事項を与えており、労働者の安全に対する配慮

を払っていた点に事例としての特徴があるといえよう。特定の作業について災害発生の危険性が存在する場合には、一般的な安全への配慮のみならず、個々の作業の危険性に応じた配慮が求められることとなる。また、使用者は、普段から作業ごとにリスクアセスメントを行い、それぞれの作業行動に内在する危険性を明らかにし、必要な措置を労働者に周知徹底したり、安全教育を施したりして当該危険性を回避することに努めなければならないことが示唆される。さらに、元請事業者及び下請事業者双方にこれらの義務が課されることとなる。

後続の裁判例においても、労働者の作業中の転落死に対する安全配慮義務違反が争点となった事例において、作業手順書やマニュアルが労働者に交付されていなかったことや安全な作業手順を従業員に周知徹底し、作業手順書記載の作業手順が間違いなく遵守されるよう指導・教育することを怠ったなどとして、安全配慮義務違反が肯定されている(東京地判平 25.2.18 判例秘書 L 06830232)。他方で、ブリキ缶(19.1kg)の運搬作業中の階段で転倒事故に対する安全配慮義務違反が争われた本田技研工業事件・東京地判平 6.12.20 労判 671 号 62 頁では、階段の構造に欠陥がなかったこと、階段が滑りやすくなかったこと、缶の重量も問題なかったこと、階段の照明は暗くなったことから、使用者の安全配慮義務違反を否定している。この裁判例からは、作業行動から生ずる労働災害を防ぐために必要な措置としては、教育・指導という観点以外にも、施設・設備面での措置を講じることが安全配慮義務の履行にとって重要であることが見て取れる。

ただ、本件では Y1 社らも本件補助作業の危険性を認識していなかったという事情があることには留意すべきであろう。本判決はこの危険性を容易に予見できたと評価しえたと判示するが、どのような場合に同様のことが妥当するかは不明確であり、本判示部分の射程は慎重な検討を要する。

3. 7 適用の実際

インタビューによると、本条を適用した事例はないとのことであった。本条は、作業行動から生ずる労働災害を防止するために必要な措置義務を定める条文であり、本法第 27 条で具体的な措置事項は省令で定めるところ、省令における規定が全くないため、違反として指摘しにくいという事情がある。労働者の行動を原因とする災害は、労働者のエラーやミスに起因するところが多いことから、構成要件を定めるのが困難であることが、省令における規定がない理由の一つであると推察される。

以上のことから、現場における監督では、指導票による指導を行うにとどめている。

しかし、①例えば、重量物に関して、「両手に荷物を持って階段を昇降させてはならない」、「〇〇kg 以上の荷を持ち上げる作業をさせるときは、腰痛防止ベルトを使用させなければならない」などといった構成要件を通達や指針に定めること、②作業行動のリスクアセスメント(本法第 28 条)を行い、過去の災害事例を分析して規則に規定すること、といった提言があった。

4 第 25 条

4. 1 条文

第二十五条

事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

4. 2 趣旨・内容

4. 2. 1 趣旨

本条は、労働災害発生の急迫した危険が生じた場合に、事業者は、作業中止、労働者の退避等必要な措置を講ずべきことを定めたものである。

また、危険を察知した労働者は、自ら現場から緊急避難的な意味合いで退避し得る。

4. 2. 2 内容

本条に基づいて事業者が講ずべき具体的措置は、以下の関係政省令において定められている。

安衛則第 274 条の 2(危険物等の爆発、火災等による急迫した危険がある場合の退避)、第 322 条第 2 号(地下作業場等であって、可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の 30%以上であると認めたときの退避)、第 389 条の 7(ずい道等での落盤、出水等による急迫した危険がある場合の退避)、第 389 条の 8(ずい道等の建設作業を行う場合であって可燃性ガスの濃度が爆発下限界の値の 30%以上であると認めたときの退避)、第 575 条の 13(土石流による急迫した危険があるときの退避)、第 642 条第 3 項(特定元方事業者に警報の統一等の義務が課せられている作業場所で警報が発せられた場合の退避)、有機則第 27 条(有機溶剤中毒の発生のおそれのある場合の退避等)、四アルキル鉛則第 20 条(四アルキル鉛中毒にかかるおそれのある場合の退避等)、特化則第 23 条(第 3 類物質等が漏えいした場合における退避等)、高圧則第 23 条(事故発生時の措置)、電離則第 42 条(事故が発生した場合の退避等)、酸欠則第 14 条(酸素欠乏等のおそれが生じた場合における退避等)である。

以上に該当しない場合でも、労働災害発生の急迫した危険があるときは、事業者は安衛法に基づく規定がなくても、必要な措置を講ずる義務があると解されている⁵⁹。

行政解釈によると、「本条は、事業者の義務として、災害発生の緊急時において労働者を退避させるべきことを規定したものであるが、客観的に労働災害の発生が差し迫っているときには、事業者の措置を待つまでもなく、労働者は、緊急避難のため、その自主的判断によって当然その作業現場から退避できることは、法の規定をまつまでもないものであること。」(昭和 47 年 9 月 18 日基発第 602 号)とされている⁶⁰。

⁵⁹ 井上浩『最新労働安全衛生法〔第 10 版〕』（中央経済社、2010 年(平成 22 年))123,124 頁。

⁶⁰ 危険有害状況下での労働者の退避権については、三柴丈典「アメリカにおける労災予防権の検討」とく

なお、労働災害発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、事業者に対し、作業の全部又は一部の一時停止を命ずることができる(第 99 条第 1 項)。

4. 3 罰則

事業者が、本条の規定に違反して必要な措置を講じない場合には、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる(法第 119 条第 1 号)。

4. 4 沿革

旧労基法時代は、例えば、可燃性ガスがある地下作業場で労働者を就労させる場合、毎日ガスの含有率を検査し、メタンガスの含有率が 100 分の 1.5 以上の場合、改善措置を講じ、労働者を退避させ、動力を停止すべき旨の旧安衛則の定め（第 153 条）など、個別の規則で、個々の業務につき、個別的な定めが置かれるにとどまっていた。

安衛法の立法過程において、中央労働基準審議会の議を経て国会へ提出された政府原案は、第 20 条から第 24 条までだけであったのが、労働側主張のいわゆる「労働安全に関する労働者の三権」の一つである、労働災害発生の急迫した危険があるときの「労働者の退避権」の問題が国会において議論となり、その結果、衆議院社会労働委員会における修正によって、「事業者の退避させる義務」として新たに第 25 条が設けられた⁶¹。したがって、本法の制定を機に、はじめて事業者の退避させる義務が明確に法律の中に位置づけられた。

なお、法制定時には、作業中に急迫した危険がある場合に、労働者が就労拒否できることを安衛法に規定すべきという意見があったものの、その意見は採用されなかった⁶²。

4. 5 背景となった災害

緊急時に事業者が労働者を退避させる義務は、安衛法施行以前から各規則に個別に定められていたことや、安衛法の立法過程における議論経過に鑑みると、本条を制定する背景となった特定の災害はないと考えられる。

4. 6 関連判例

4. 6. 1 東京電力ホールディングス(旧東京電力)ほか 2 社事件・福島地いわき

に労働安全衛生法(OSHA)の一般的義務条項との関わりについて」季刊労働法 181 号（1997 年）139-162 頁やその引用文献等が詳しく論じている。

⁶¹ 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))176 頁。

⁶² 井上浩・前掲注 60 160 頁。なお、井上書(160-163 頁)は、①就労制限業務(労安令 20 条)へ無資格者が就業を命じられた場合など、法令違反により労働者に刑事罰が科され得る場合(就労拒否の権利ではなく義務がある場合)、及び、②例えば、作業主任者選任の必要がある作業(労安令 14 条)に、作業主任者不在のまま作業するように命じられた場合や、安全装置を装着すべき機械(安衛則 131 条 1 項)に、装着しないままの状態ですべてを使用して作業するよう命ぜられた場合のように、使用者が必要な措置をとるまで就労拒否できる場合(事業者に対して同時履行の請求ができる場合)に、労働者の就労拒否が認められるとする。

支令元.6.26 裁判所ウェブサイト

<事実の概要>

原告 X(以下、「X」)は、平成 18 年頃から株式会社いわきメンテナンス(以下、「訴外会社」)に雇用され、福島第一原子力発電所(以下、「本件原発」)、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所等において、原子力発電所の定期点検作業に従事していた。被告 Y1 社(以下、「Y1 社」)は、本件原発内の原子炉の運転等に係る原子力事業者である。被告 Y2 社(以下、「Y2 社」)及び被告 Y3 社は、原子力発電所の保守管理等を業とする株式会社である。

Y1 社は、平成 23 年 3 月 11 日(以下の日付は平成 23 年のもの)に発生した本件原発の事故(以下、「本件事故」)における緊急作業として、3 号機タービン建屋(以下、「本件建屋」)の地下 1 階において、電源盤(以下、「本件電源盤」)にケーブルを接続する作業(以下、「本件作業」)を行うこととした。

3 月 24 日、X は、Y2 社の従業員から、本件建屋 1 階の電源盤と本件建屋地下 1 階にある本件電源盤をつなぐ作業をするように指示を受け、Y2 社チームの一員として本件作業を行うこととなった。Y2 社チームは各自、APD(警報付ポケット線量計。以下、「本件 APD」)のアラーム設定値を 20mSv に設定するよう Y2 社の従業員から指示を受けた上で、そのように設定された本件 APD を防護服の内部に着用した。なお、訴外会社規則には、放射線業務従事者の線量限度に関し、通常時は 80mSv/5 年間、40mSv/1 年間、緊急作業時は 100mSv/1 回、災害対策支援業務時は 40mSv/1 回と規定されていた。

同日の本件建屋での作業中、Y2 社の従業員 3 名が着用していた本件 APD が相次いで連続して鳴った。X は、訴外会社で立場が X より上である従業員に対して本件作業を中断すべきではないかと述べたものの、Y2 社チームは本件作業を継続することとなった。なお、本件作業を通じて、X が着用していた本件 APD が、積算 4mSv を超えた場合の反応を示したものの、積算 20mSv を超えた場合と同様の反応を示したことはなかった。

X は、本件作業を行った 3 月 24 日以降も本件原発での緊急作業に従事し、同月 29 日に 0.07mSv、同月 30 日に 0.36mSv、同月 31 日に 2.25mSv、4 月 1 日に 0.75mSv の外部被ばくをした。

そこで、X は、本件作業を行ったことにより被ばくし、精神的苦痛を被ったと主張して、主位的に、Y1 社らに対し、安全配慮義務違反及び使用者責任(民法第 715 条)に基づく損害賠償請求を、予備的に、Y1 社に対し、原子力損害の賠償に関する法律 3 条 1 項に基づく損害賠償請求を行った。

<判旨>

「Y1 社の放射線管理仕様書上、作業員の電子式線量計の警報が連続的に鳴った場合には、速やかに作業員が管理区域から退避することが求められており、APD が鳴動した場合に放射線管理区域外から速やかに退出することが原則である……。そうすると、Y2 社チームと

しては、本件 APD が上記反応を示し、積算放射線量が 20mSv を超えたおそれがある場合には、過度の被ばくを避けるためにも本件作業を中止して本件建屋から退避すべきであったと考えられる。」

X は放射線被ばくのおそれなどから本件作業の中止を直属の上司を通じて Y2 社らの従業員に対して求めたが、聞き入れられず、本件建屋にとどまることを余儀なくされた。「本件 APD の警報音が鳴り、原則として当該区域からの退避が求められる状況下で、本件作業を継続し、本件建屋にとどまることを余儀なくされた X が覚えた不安や恐怖は、漠然とした不安感や恐怖感にとどまるものではなく、健康被害を生じるかもしれないという危惧、恐怖を覚える程度のものといえ、X は相当程度の精神的苦痛を受けたものといわざるを得ない。」

他方で、X が、本件 APD のアラーム設定値である 20mSv を超える被ばくをしたとは認められないことや、本件作業後も被ばくの可能性が否定できない本件原発での勤務を継続し、一定程度の更なる被ばくを受忍したことなどの事情が損害額の算定において考慮されている。

控訴審(仙台高判令 2.12.16 LEX/DB 25568687)は、本判決を維持している。

4. 6. 2 検討

本判決は安衛法第 25 条が争点となった裁判例ではないものの、労働者が退避を提案したにもかかわらず、その提案が受け入れられなかったために被ばくしたことに対する安全配慮義務違反の有無等が争われていることから、労働者の退避を考える上で参考となる事例であると思われる。

なお、福島第一原発事故に適用される具体的な規定としては、電離則第 42 条第 1 項第 3 号(「事業者は、次の各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、その事故によって受ける実効線量が十五ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、労働者を退避させなければならない。」「三 放射性物質が多量にもれ、こぼれ、又は逸散した場合」)が挙げられる⁶³。

本判決は、本件 APD のアラーム設定値を 20mSv に設定しており、かつ Y1 社の放射線管理仕様書上、警報が鳴った場合には速やかに労働者を退避させることが求められていたことから、本件 APD が鳴動した時点で Y2 社チームには労働者を退避させる義務が生じるとして、本件作業を継続したことに対する X の精神的苦痛を認めた。

本件では、X の被ばく量が 20mSv に達していないことに鑑みると、X に具体的な「労働災害発生の急迫した危険」があったとは考えにくい。このことを考慮すると、本判決は、同一の場所で作業を行う他の労働者の状況や事業者等が定める作業に関する規則などを考慮し、抽象的であっても「労働災害発生の急迫した危険」の可能性が存在する場合には、

⁶³ 原発事故における労働者の退避について論じるものとして、「緊急作業の被ばくと労働者の権利 原発事故で労働者の退避はどう考える」関西労災職業病 449 号(2014 年(平成 26 年))2-5 頁。

事業者は労働者を退避させる義務を負うと判示したと解される。

もっとも、本判決が、本件作業後も本件原発での作業を継続したことは、損害賠償額を減額する要素となっていることに留意すべきであろう。本判示部分には、被ばくを好んで受ける者はおらず、自己の利益のための行動を抑え、全体のためにあえて引き受けた本件業務の状況下で味わった恐怖感に対しては、増額があってもよいとの批判がある⁶⁴。

本件の原発事故に限らず、緊急作業においては、労働災害発生の急迫した危険や健康リスクが存在したとしても、被害の拡大を防いだり、現場を復旧させたりするために当該作業に従事する者は必要となりうる。また、使用者は労働者に対して指揮命令権を有するため、労働契約の内容によっては健康リスクを伴う作業であっても拒否しがたいケースがあると考えられる。以上を考慮すると、本件作業に従事した X のような労働者を「リスクを受け入れた者」として捉え、損害額を減額する理由とする本判決には疑問が残る。

4. 7 適用の実際

インタビューによると、①本条は事故発生時の退避義務を定めた条文であり、実際に事故が発生したときは当然に退避措置を講じていることから、臨検監督において本条を適用する場面はなく、また、②実際に事故発生時点で監督官が現場に居合わせることはなく、事故発生後に現場に駆け付ける、すなわち現場に到着するのは退避措置を講じた後になるため、本条の適用場面に遭遇しない。そのため、実際の適用例はないとのことであった。

しかし、退避が遅れた結果として労災事故は発生したときは立件の対象として適用する可能性はありうるとのことである。

5 第 25 条の 2

5. 1 条文

第二十五条の二

建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。
- 二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

⁶⁴ 清水弥生「原発復旧作業の退避希望拒否の精神的苦痛に計 33 万円」先見労務管理 1618 号(2019 年(令和元年))47 頁。

5. 2 趣旨・内容

5. 2. 1 趣旨

本条は、隧道等の建設工事等特に危険な工事を行う事業者については、爆発、火災等の重大事故が発生したことに伴い救護に関する措置がとられる場合に備えて、必要な機械器具の備付け、必要な訓練の実施等の措置を行わせるとともに有資格者にこれらに関する技術的事項を管理させることとしたものである⁶⁵。

行政解釈によると、「本条は、労働者の救護に関する措置がとられる場合に備えて事業者は、あらかじめ必要な措置を講じなければならないことを規定したものであり、事業者の救護義務自体について規定したものではないこと。したがって、消防法の規定等現在の事故発生時における救護責任のあり方を変更するものではないこと。」とされている(昭 55.11.25 基発第 647 号)。

5. 2. 2 内容

5. 2. 2. 1 対象となる業務

本条第 1 項によると、「建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事」が対象となる。対象となる仕事は安衛法施行令第 9 条の 2 に定められており、ずい道等の建設の仕事で、出入口からの距離が千メートル以上の場所において作業を行うこととなるもの及び深さが五十メートル以上となるたて坑（通路として用いられるものに限る。）の掘削を伴うもの(第 1 号)、圧気工法による作業を行う仕事で、ゲージ圧力〇・一メガパスカル以上で行うこととなるもの(第 2 号)が対象となる。なお、「その他政令で定める業種」は現在のところ定められていない。

5. 2. 2. 2 事業者が講ずべき措置

まず、第 1 号の「労働者の救護に関し必要な機械等」は、①空気呼吸器又は酸素呼吸器、②メタン、硫化水素、一酸化炭素及び酸素の濃度を測定するため必要な測定器具、③懐中電灯等の携帯用照明器具、④①から③までのほか、労働者の救護に関し必要な機械等と定められている(安衛則第 24 条の 3 第 1 項)。なお、③の「懐中電灯等」の「等」には、携帯電灯(電池付)及びキャップランプが含まれ、④の「機械等」の「等」とは、救護に当たる労働者の安全を確保するために必要なはしご、ロープ等をいう(昭 55.11.25 基発第 648 号)。

次に、第 2 号の「労働者の救護に関し必要な事項についての訓練」とは、①前条第 1 項の機械等の使用方法に関すること、②救急そ生の方法その他の救急処置に関すること、③①及び②に掲げるもののほか、安全な救護の方法に関することと定められている(安衛則第 24 条の 4 第 1 項)。①の「機械等」の使用方法については、それぞれの機械に添付されている説明書の内容を熟知すること、実際に、呼吸器を装着したり、測定器で測定してみるこ

⁶⁵ 労務行政研究所編・前掲注 2 283 頁。

とが必要である⁶⁶。②の「救急そ生の方法」とは、人工蘇生器の使用方法及び人工呼吸の方法及び心臓マッサージの方法をいい、「その他の救急処置」とは、止血法、骨折部の固定法等打撲、火傷等に対する応急手当をいう(昭 55.11.25 基発第 648 号)。また、③の「安全な救護方法」とは、具体的には、非常時の招集、救護に当たる者相互の連絡又は合図、携行品の確認、救護に係る伝達事項に対する復唱等による確認等の事項をいう(昭 55.11.25 基発第 648 号)。なお、救護に関する訓練を行ったときは、①実施年月日、②訓練を受けた者の氏名、③訓練の内容を記録し、これを 3 年間保存しなければならない(安衛則第 24 条の 4 第 3 項)。

そのほかに、事業者は、機械等の備付け時期までに、①救護に関する組織に関すること、②救護に関し必要な機械等の点検及び整備に関すること、③救護に関する訓練の実施に関すること、④①から③までに掲げるもののほか、救護の安全に関することについて、救護の安全に関する規程を定めなければならない(安衛則第 24 条の 5)。さらに、ずい道工事等における作業は、地下の限られた空間において行われるものであることから、いったん、その内部で事故が発生した場合に、その内部に何人残存しているのかが明確でなければ救護のための対策がたてにくいため、事業者は、救護に関する機械等の備付け時期までに、ずい道等の内部又は高圧室内において作業を行う労働者の人数及び氏名を常時確認することができる措置を講じなければならない(安衛則第 24 条の 6)。

5. 2. 2. 3 救護に関する技術的事項を管理する者

救護に関する措置は、技術的・専門的事項を含むものであることから、その技術的事項については、一定の資格を有する者に管理させることとし、事業者は、一定の資格を有する者のうちからこれの措置に係る技術的事項を管理する者を選任し、①労働者の救護に必要な機械等の備付け及び点検整備、②労働者の救護に必要な訓練の実施、③労働者の救護に関する規程の作成、④ずい道等の内部等において作業を行う労働者の人数、氏名の確認、⑤その他の救護に関し必要な技術的事項の管理、等の職務を行わせ、技術的事項を管理させなければならない⁶⁷。なお、行政解釈によると、「技術的事項」とは、救護に関する「具体的事項をいうものであり、専門技術的事項に限る趣旨のものではないこと」とされている(昭 55.11.25 基発第 648 号)。

救護に関する技術的事項を管理する者の選任は、救護に関する機械等の備付け時期までにその事業所に専属の者を選任しなければならない(安衛則第 24 条の 7 第 1 項)。

救護に関する技術的事項を管理する者の資格は、次に掲げる者で、厚生労働大臣の定める研修を修了したものと定められている(安衛則第 24 条の 8)。すなわち、①施行令第 9 条の 2 第 1 号に掲げる仕事 3 年以上ずい道等の建設の仕事に従事した経験を有する者、②施行令第 9 条の 2 第 2 号に掲げる仕事 3 年以上圧気工法による作業を行う仕事に従事した経

⁶⁶ 労働調査会出版局編・前掲注 2 455 頁。

⁶⁷ 労務行政研究所編・前掲注 2 289 頁。

験を有する者である。なお、①及び②の「仕事に従事した経験」とは、それぞれの建設工事現場において、当該工事の施工に直接従事したことであって、単に現場事務所における報告書の作成等の事務処理に従事していたことだけでは足りない⁶⁸。これらの者が厚生労働大臣の定める研修を修了し、救護に関する技術的事項を管理する者となれるが、研修の具体的内容は、①学科研修、②実技研修から構成される(昭 56 労働省告示第 55 号)。事業者は、救護に関する技術的事項を管理する者がその職務を適正に行うことができるように、安全に関し必要な措置をなし得る権限を付与すべきこととなる(安衛則第 24 条の 9)。

5. 3 罰則

事業者が、本条第 1 項の規定に違反して救護に関する事前の措置を講じない場合には、6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる(法第 119 条第 1 号)。

また、本条第 2 項の規定に違反して、①救護に関する技術的事項を管理する者を選任しない場合又は、②選任したとしても、法第 25 条の 2 第 1 項各号の措置のうち技術的事項を管理させない場合には、50 万円以下の罰金に処せられる(法第 120 条第 1 号)。

5. 4 沿革

後述上越新幹線大清水トンネル工事の坑内火災事故（1979(昭和 54)年 3 月 20 日）の 1 年 8 か月前、上越新幹線の湯沢トンネル工事の坑内で火災事故が発生していた(死亡者はなし)。この火災の後、旧労働省は局長通達(「トンネル工事等における坑内火災の防止について」(昭 52.7.25 基発第 418 号の 2))を出し、再発防止のための指示を細部にわたって行った。

にもかかわらず、大清水トンネル工事の坑内火災事故の際には、通達事項はほとんど無視されており、ずさんな防災・救護の体制が明らかとなった。国会では、特に、火災発生後の警報・連絡体制、役に立たない消火器、空気呼吸器の容量不足など、火災発生後の救護の不備が問題となった。

このことから、旧労働省は大清水トンネル事故の坑内火災事故の経験を織り込んだ新たな通達(「工事中の長大トンネルにおける防火安全対策について」(昭 54.10.22 基発第 523 号の 2))を出した後、この事故では救護に向かった人も犠牲になっていることから、万一重大な事故が発生したときのことを想定した救護体制を整えておく必要があることから、昭和 55 年の安衛法改正により、本条が新設された⁶⁹。

なお、労働者の救護に関する措置として、本条が設けられたことに伴い、安衛則第 1 編に第 2 章の 2(労働者の救護に関する措置)が設けられ、救護のために設置すべき機械等、救護に関する訓練、救護の安全に関する規程の作成、救護に関する技術的事項を管理する者の選任要件とその者の資格等が規定された(安衛則第 24 条の 2 から第 24 条の 8)。

⁶⁸ 労務行政研究所編・前掲注 2 291 頁、労働調査会出版局編・前掲注 2 460 頁。

⁶⁹ 後藤博俊「建設業における安全衛生対策の充実(昭和 50 年代)」安全と健康 349 号(2016 年(平成 28 年))37 頁。

5. 5 背景となった災害

本条が設けられた背景となった災害は、前述のとおり、大清水トンネル工事の坑内火災事故である。この事故は、群馬県利根郡水上町の保登野沢工区、谷川岳の真下に当たる地点で発生した⁷⁰。

工事現場で、掘削に使用した鋼製ジャンボドリル台の解体作業中に火災が発生した。火災発生直後に、坑内の現場から「ジャンボが燃えたが、何とか消せそうだ」と工事を請け負っていた会社の現場事務所に電話が入った。しかし、その後、これ以上の連絡がとれないまま、数名が地上に逃げ出してきた。

そのため、請け負っていた会社の職員 2 名が、救出と連絡のため、空気呼吸器を付けて入坑したものの、その後に連絡を絶ち、2 名とも死亡するという二次災害が発生した。

当時、坑内では 54 名が作業に従事しており、そのうち解体作業に従事していたのは 11 名で、最初は消火に努めた。しかし、備え付けの消火器はすべて使い古しで、消火粉末は出なかった。また、警報がなかったため、坑内の別の場所で作業をしていた労働者は逃げる間もなく煙に襲われた。この事故で、16 名が命を落とした。

5. 6 関連判例

本条については関連判例なし。

5. 7 適用の実際

インタビューによると、本条に関する監督は、適用対象となる工事を行っている建設現場において、厚生労働大臣が定める研修を修了した者がいるか否かを確認するだけであるとのことである。

三 考察と結語

まず、対象条文と関連規則との関係を確認すると、本法により労働者に健康障害を及ぼす要因を抽象的かつ広範囲に定め、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を関連省令によって詳細に規定するという構造を取っている。本解説の対象条文における危害要因は、技術の進歩や労働者の健康被害の実態、災害的出来事を反映して、その都度対応がなされているものの、第 22 条及び第 23 条は内容面では工場法及び工場危害予防及衛生規則の時代にはすでに原型が形成され、旧労基法を経て安衛法に至るものであり、連続性のある規定があることが明らかとなった。他方で、第 24 条は、本解説が対象とする他の条文と比べて立法の沿革に関する資料が少なかったこともあり詳細は必ずしも明らかではないものの、産業災害の中でも作業行動災害の割合が高い状況にあったことから、その対策として規定が設けられたものと推察される。さらに、第 25 条は、安衛法制定時に労働者団体

⁷⁰ 事故の経緯などの詳細は、久谷・前掲注 6 13 頁以下。

の意見による修正で追加された条文であるところ、安衛法は旧労基法までには見られなかった「労働者の権利」という視点を取り入れたことは特徴的である。

関連裁判例や違反事例において、第 22 条及び第 23 条は当該条文のみが問題となる事例はほとんど見られず、多くの事例は安衛則及び特別衛生規則違反があるがゆえに対象条文違反が問題となっている。このような実態に鑑みると、対象条文における解釈上の問題は見られず、また改正する必要性はないものと考えられる。

第 24 条については、腰痛については厚労省及び旧労働省の通達の内容が安全配慮義務違反の有無を判断する際の基準となっており、転倒や転落については安全教育の実施や施設・設備面での対策が安全配慮義務違反の有無を判断する際の基準となっている。同条は省令もなく、規定自体が抽象的であることを考慮すると、労災予防をより効果的に実現するためには、インタビューでも提言があったように、作業行動ごとに通達や指針、規則を定める対応が必要となると思われる。

第 25 条は、通常、前述の福島第一原発事故のような緊急作業や火災や爆発などの緊急事態での場面が問題となると考えられることから、どのような場合に退避をさせるか(前述の裁判例ではアラームが鳴ったとき)を使用者が明確に定めておかなければならないであろう。そして、緊急作業が想定される事業や災害発生率の高い事業については、労働者を退避させる基準、退避させる際の手順が事業者において確立され、労働者に周知されているかなど、必要な場合に退避が行える体制が整っているかを行政監督の際に確認することも労働者を退避させる義務を履行させるための一つの手段であると思われる。

また、本解説は先行研究⁷¹において指摘されていた課題の克服及び改善策を実現することも視野に入れて、関連規則の制定・改正の背景及び対象条文との関係で重要となる規定の調査を行った。

日本における特別衛生規則の変遷及び現状については、①技術の発達、労働者の健康被害発症の実態、災害的出来事や社会問題に対応する形で内容を充実させてきたこと(充実化)、②主たる作業内容の変化により事業者が講ずべき措置が他の化学物質と大きく異なったことから、特化則における規制から石綿について単独の規則が制定されるなど危害要因それぞれの変化に応じて徐々に細やかな規制が設けられるようになったこと(細分化)、③例えば、特別有機溶剤等について、その濃度に応じて有機則と特化則の適用関係が変わるように(前述のとおり、いずれか一方が適用される場合と重疊的に適用される場合がある)、複数の規則が関連する場合があること(複雑化)が指摘できる。

以上のような展開は、先行研究⁷²も指摘するように、綿密さや実地的な実用性を実現して

⁷¹ 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」(2016 年度(平成 28 年度))〈第一分冊〉1-24 頁等。

⁷² 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」(2016 年度(平成 28 年度))〈第一分冊〉28、105 頁等。

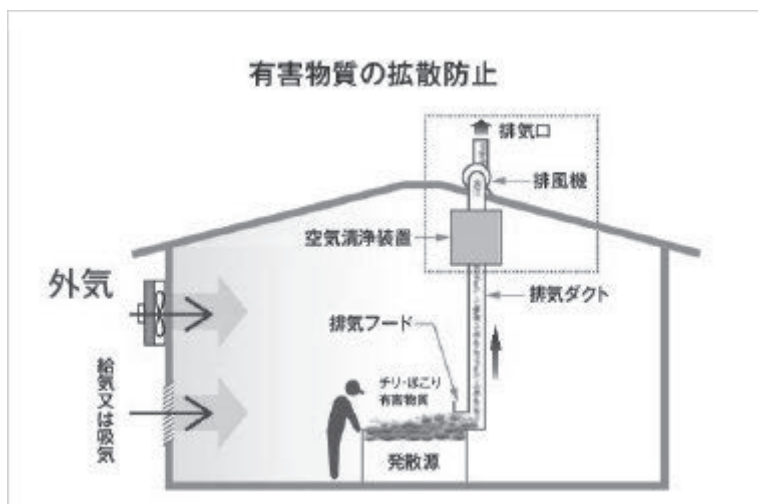
おり、危害要因それぞれの特徴に応じた定めを細かく設けることが労働者の健康障害を予防するために効果的であることは明らかである。しかし同時に、分かり易さという要請からは、正反対の方向への展開でもあるといえよう。

実際に現場で監督及び法令の適用を行う監督官の意見としては、①規制される化学物質が増えるたびに改正されている有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則の構成が複雑になってきている、②有機溶剤中毒予防規則と特定化学物質障害予防規則については、同じ化学物質の規制とするものであり、大きく見直す必要があるものと考えられる、③特定化学物質障害防止規則、有機溶剤中毒予防規則、粉じん障害防止規則等の現在単独で規定される各有害物質に関する省令を一本化すること、など現行の特別衛生規則の見直し又は統廃合の必要性を指摘する意見が多くみられる⁷³。また、適用場面では、罪刑法定主義の観点からの問題が生じるとの回答もある。この調査の結果から、監督官にとっても、現行の安衛法体系が複雑・難解であり、現場での適用を困難にしている要因であることが明らかになっている。さらに、監督官にとってさえ現行法体系が難解であるということは、法令を遵守する対象である事業者にとっては、安衛法はもはや理解できないレベルに複雑であると推察される。このような状況においては、安衛法が目的とする職場における労働者の安全と健康の確保を達成することは極めて困難であると考えられる。したがって、監督官にとっても、事業者にとっても、何をすると違反になるのかを明確にすることが、安衛法及び特別衛生規則を整理するうえで最も重要な視点となる。

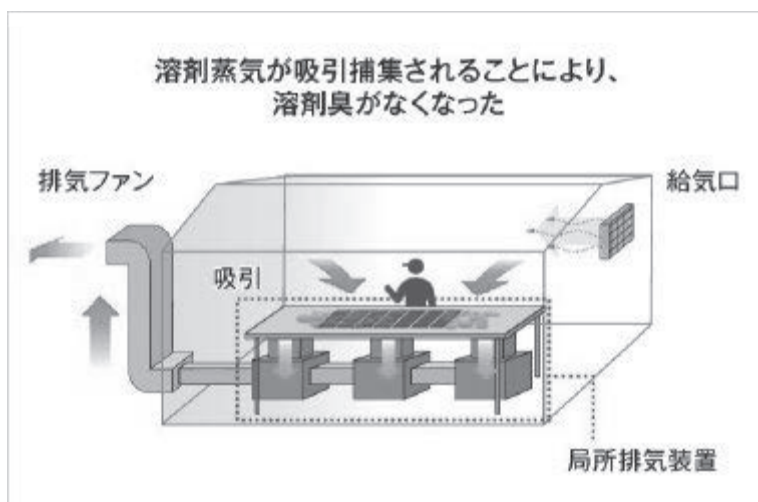
しかし、細分化・複雑化した規則をどのように整理することで、分かり易さ・事業者にとっての見やすさを実現するかは難解な問題であり、この問題をどのように解消するかはさらなる検討を要する。また、労働者の健康障害を防止するための措置は、危害要因が有機溶剤や鉛のような物質であるのか、高気圧や事務所といった作業環境であるかによって異なるし、さらに危害要因の形状や有毒性の程度・取り扱う作業の方法などの特徴に左右されるため、法体系を整理する際にはどこに軸を置くかを定める必要があろう。

⁷³ 令和 2 年度厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)「労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究」（研究代表者：三柴丈典）による行政官・元行政官向け法令運用実態調査（三柴丈典担当）。

【局所排気装置】



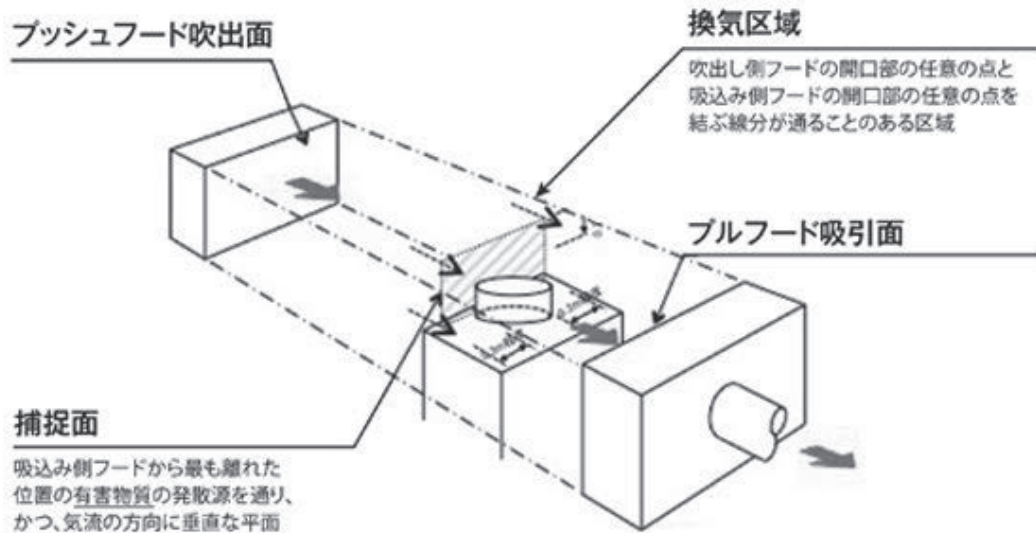
局所排気装置 1



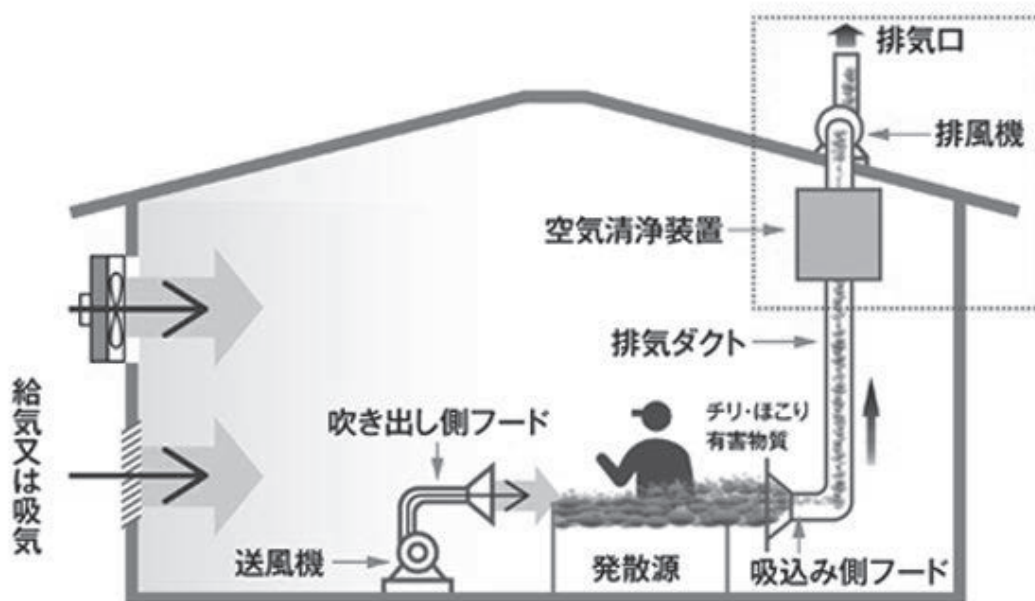
局所排気装置 2

テ ラ ル 株 式 会 社 の WEB サ イ ト
(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)

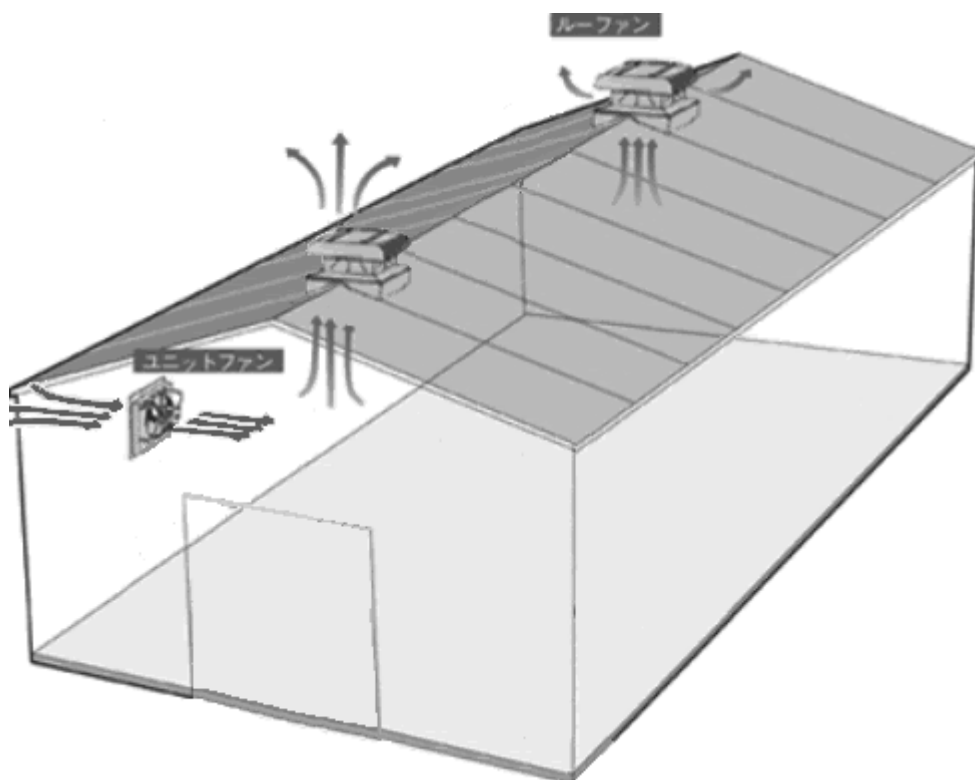
プッシュプル型換気装置の概念図



汚染物質の拡散防止



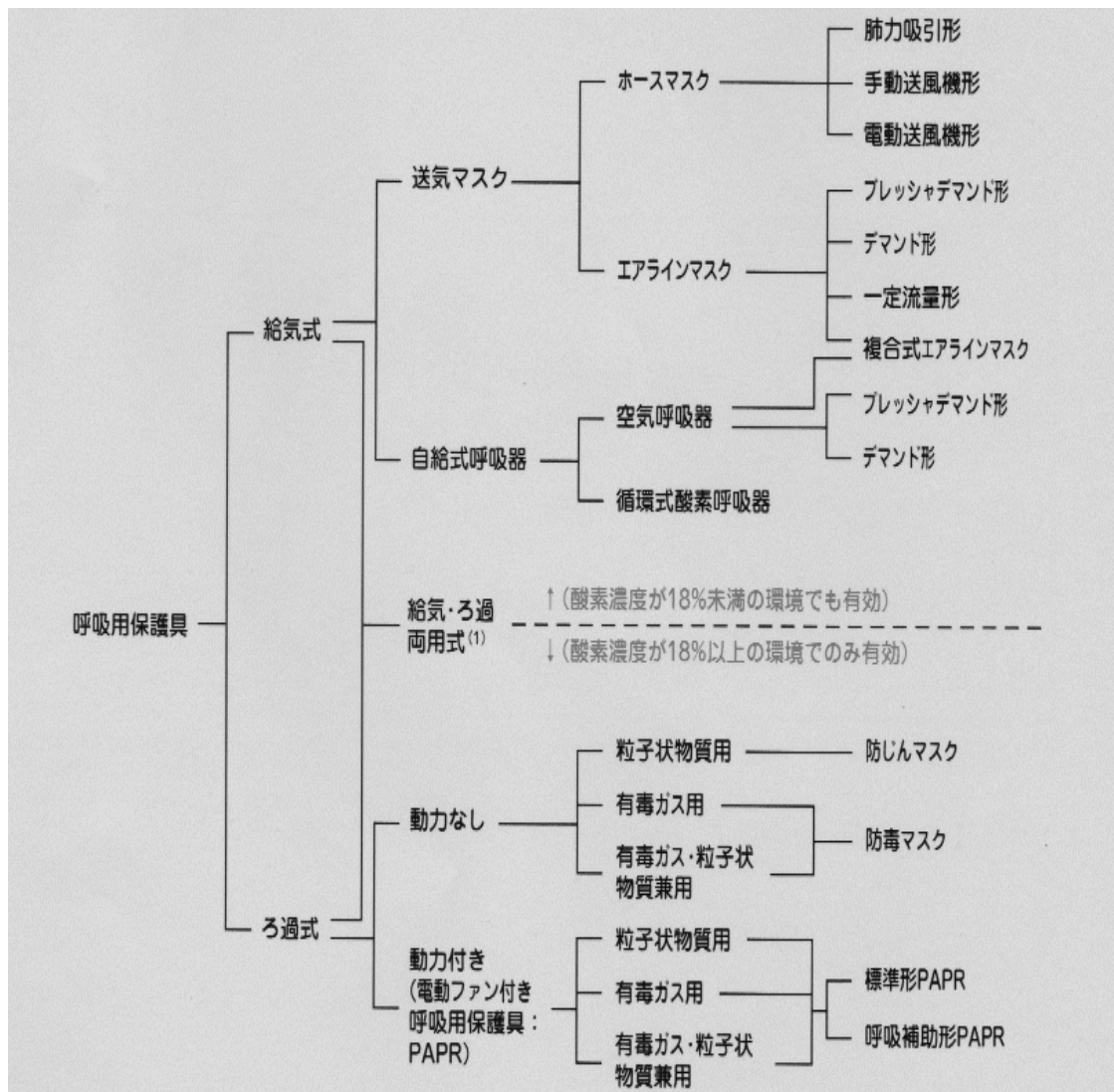
テラル株式会社 の WEB サイト
(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>：最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)



【全体換気装置】

株式会社吉田工業の WEB サイト(<https://www.k-yoshida.co.jp/f-zentai.html> : 最終閲覧日
2020 年 10 月 28 日)

【呼吸用保護具の系統図】



安全衛生.COM の WEB サイト(<https://安全衛生.com/2016/02/03/post-12154/#i-3> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)



【送気マスク】

株式会社 重松製作所の WEB サイト(https://www.sts-japan.com/products/soki_mask/ :
最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)

【防毒マスク】



株 式 会 社 重 松 製 作 所 の WEB サ イ ト
(https://www.sts-japan.com/products/bodoku_mask/ : 最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)

【電動ファン付き呼吸用保護具】



株 式 会 社 谷 澤 製 作 所 の WEB サ イ ト
(<https://www.tanizawa.co.jp/products/etc/etc-5/st271-4> :最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)

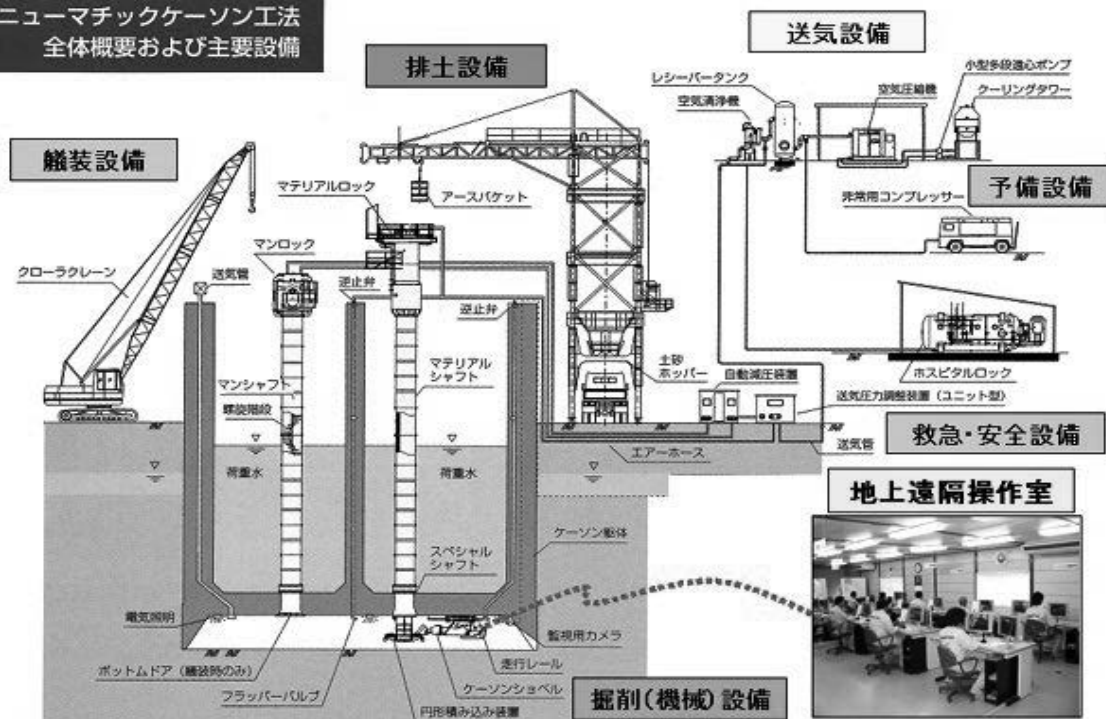
【鉛対策用呼吸保護具】



好 川 産 業 株 式 会 社 の WEB サ イ ト
(<https://premium.ipros.jp/yk-world/product/detail/2000262969/> : 最終閲覧日 2020
年 10 月 26 日)

【潜函工法(ケーソン設備)】

ニューマチックケーソン工法 全体概要および主要設備

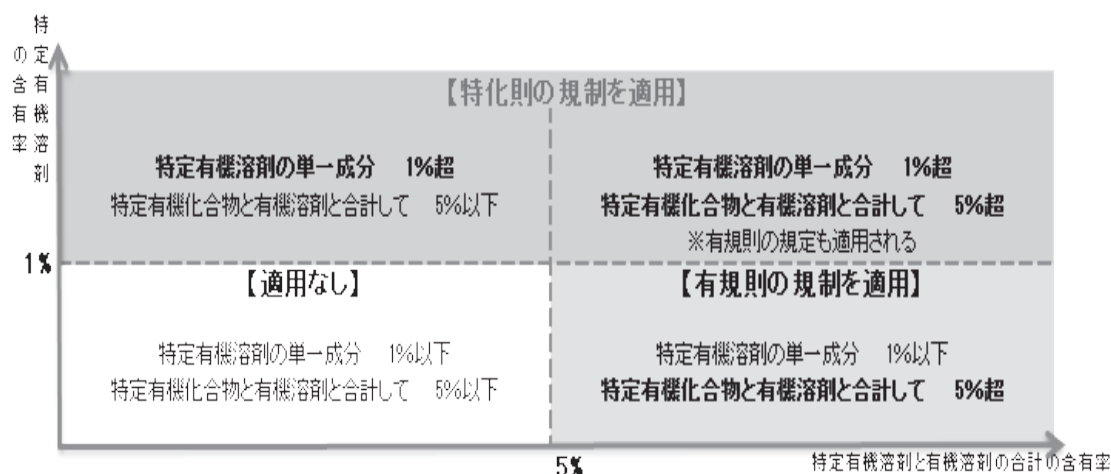


ニューマチックケーソン主要設備



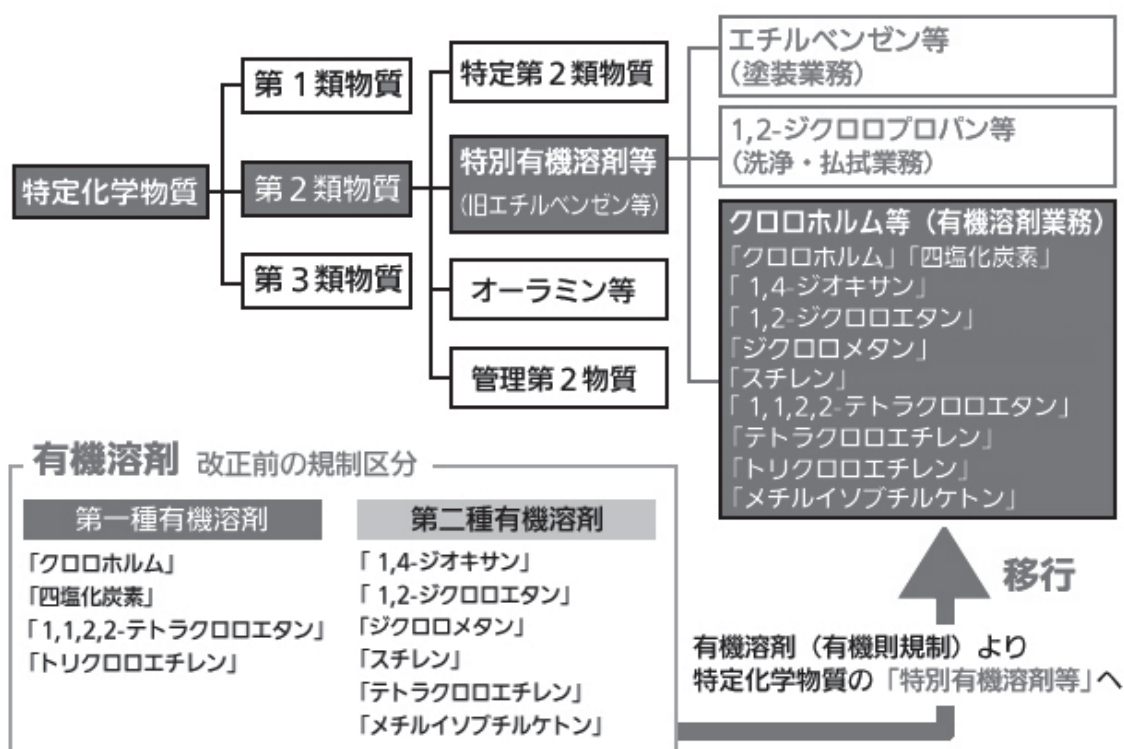
オリエンタル白石株式会社の WEB サイト (http://www.orsc.co.jp/tec/newm_v2/ncon02.html : 最終閲覧日 2020 年 10 月 28 日)

【「特別有機溶剤」及び「有機溶剤含有物」の規制対象の範囲】



三協化学株式会社の WEB サイト(<https://www.sankyo-chem.com/regulation/tokkasoku/?lang=ja> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)

【有機溶剤と特別有機溶剤の関係】



株式会社石井マークの WEB サイト(http://www.ishiimark.com/sgnplt_cem01.htm : 最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)

【労働安全衛生法施行令別表 6 の 2】

有機溶剤は労働安全衛生法施行令『別表第六の二』に掲げられており、毒性の強い順に第一種、第二種、第三種と三段階に分けられています。溶剤名横の数字は省令で管理されている番号です。

第一種有機溶剤等

14. クロロホルム
23. 四塩化炭素
27. 一・二 - ジクロルエタン（別名二塩化エチレン）
28. 一・二 - ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）
32. 一・一・二・二 - テトラクロルエタン（別名四塩化アセチレン）
36. トリクロルエチレン
38. 二硫化炭素

第二種有機溶剤

1. アセトン
2. イソブチルアルコール
3. イソプロピルアルコール
4. イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）
5. エチルエーテル
6. エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
7. エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
8. エチレングリコールモノ・ノルマル・ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
9. エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
10. オルト - ジクロルベンゼン
11. キシレン
12. クレゾール
13. クロルベンゼン
15. 酢酸イソブチル
16. 酢酸イソプロピル
17. 酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）
18. 酢酸エチル
19. 酢酸ノルマル・ブチル
20. 酢酸ノルマル・プロピル
21. 酢酸ノルマル・ペンチル（別名酢酸ノルマル・アミル）
22. 酢酸メチル

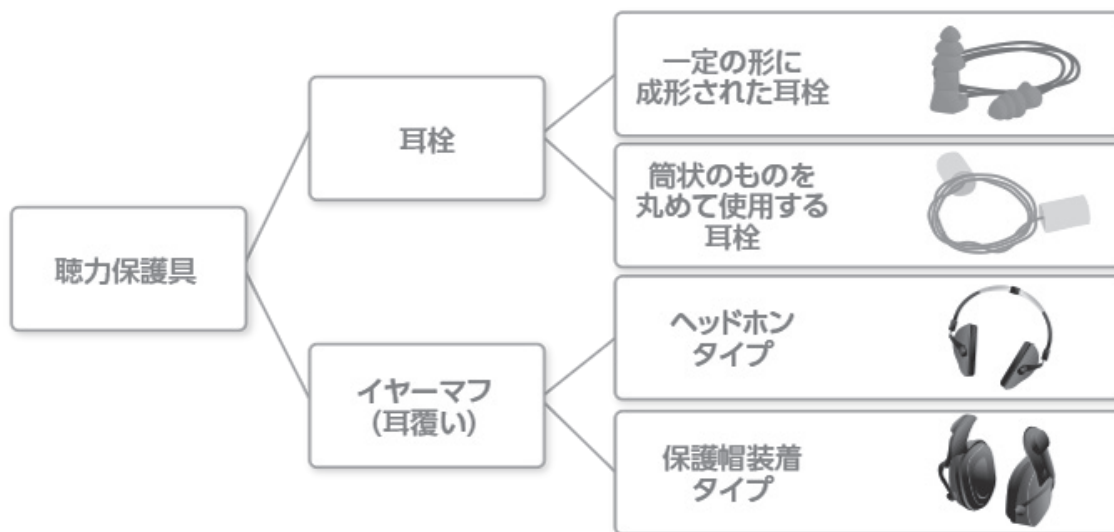
- 24. シクロヘキサノール
- 25. シクロヘキサノン
- 26. 一・四 - ジオキサン
- 29. ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）
- 30. N・N - ジメチルホルムアミド
- 31. スチレン
- 33. テトラクロルエチレン（別名パークロルエチレン）
- 34. テトラヒドロフラン
- 35. 一・一・一 - トリクロルエタン
- 37. トルエン
- 39. ノルマルヘキサン
- 40. 一 - ブタノール
- 41. 二 - ブタノール
- 42. メタノール
- 43. メチルイソブチルケトン
- 44. メチルエチルケトン
- 45. メチルシクロヘキサノール
- 46. メチルシクロヘキサノン
- 47. メチル・ノルマル・ブチルケトン

第三種有機溶剤等

- 48. ガソリン
- 49. コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）
- 50. 石油エーテル
- 51. 石油ナフサ
- 52. 石油ベンジン
- 53. テレビン油
- 54. ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）
- 55. 前各号に掲げる物のみから成る混合物

佐々木化学薬品株式会社の WEB サイト
(<https://www.sasaki-c.co.jp/hatena-h/yukiyouzai.html#beppyou6-2> : 最終閲覧日 2022 年 10 月 1 日)

【騒音障害防止用の保護具】



聴力保護具を大きく分けると、耳の穴にいれる耳栓と、耳全体を覆うイヤーマフ(耳覆い)があります。どちらを使用するかは作業の性質や騒音の性状で選択します。騒音の大きなところでは耳栓とイヤーマフ（耳覆い）を同時に使用するとより効果的です。

日本聴力保護研究会の WEB サイト(<http://japanhearing.jp/howtouse.html>：最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)